

建築工事特記仕様書

工事名称：

工事概要：設計書の通り

目次

「総 則」	2
1章 一般共通事項.....	7
2章 仮設工事.....	13
3章 土工事.....	15
4章 地業工事.....	17
5章 鉄筋工事.....	19
6章 コンクリート工事.....	21
7章 鉄骨工事.....	24
8章 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事.....	27
9章 防水工事.....	29
10章 石工事.....	32
11章 タイル工事.....	33
12章 木工事.....	35
13章 屋根及びとい工事.....	39
14章 金属工事.....	40
15章 左官工事.....	42
16章 建具工事.....	44
17章 カーテンウォール工事.....	48
18章 塗装工事.....	49
19章 内装工事.....	51
20章 ユニット及びその他工事.....	56
21章 排水工事.....	61
22章 舗装工事.....	63
23章 植栽及び屋上緑化工事.....	65
24章 とりこわし等工事.....	67

「総 則」

	「総 則」
1 設計図書の適用	<p>○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 質疑応答書(追記事項を含む) (2) 設計書 (3) 特記仕様書 (4) 補足標準仕様書 (5) 材料・工法等指定一覧表 (6) 図面 (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・<u>公共建築工事標準仕様書・令和4年版</u>〔令和4年3月改定〕(以下、「標準仕様書」という。)(8) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・<u>公共建築改修工事標準仕様書・令和4年版</u>〔令和4年3月改定〕(以下、「改修標準仕様書」という。)(9) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・<u>公共建築木造工事標準仕様書・令和4年版</u>〔令和4年3月改定〕</p>
2 特記仕様書の取扱い	<p>○特記仕様書の取扱いは下記による。</p> <p>(イ) この章(総則)に記載された事項は、全て適用する。</p> <p>(ロ) 章、項目欄は、番号に○印をつけたものを適用する。</p> <p>(ハ) 特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と※印のある場合は共に適用する。</p> <p>(ニ) 選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。</p> <p>(ホ) 項目欄に○印があり、特記事項欄及び備考欄に記入のない場合、その項目は補足標準仕様書、標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。</p> <p>(ヘ) 特記事項欄のA、Bなどの符号は、標準仕様書、改修標準仕様書又は補足標準仕様書の符号とする。</p> <p>(ト) 頁欄の数字は標準仕様書の頁を、イタリック数字は改修標準仕様書の項を、補は補足標準仕様書に該当項目があることを示す。(頁は刊行物の頁を示す)</p> <p>(チ) 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、「1 設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、改修標準仕様書及び標準仕様書等において「JIS A○○○○による」等と記載されている場合は、リンク先の内容が設計図書となるので注意すること。</p>
3 参考図書	<p>○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。</p> <p>(イ) 「<u>建築工事監理指針(上巻・下巻) 令和4年版</u>」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</p> <p>(ロ) 「<u>建築改修工事監理指針(上巻・下巻) 令和4年版</u>」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</p> <p>(ハ) 「<u>公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理(施工計画書作成要領) 令和5年版</u>」</p> <p>(ニ) 「<u>請負人用建築工事チェックリスト</u>」 (神戸市建築技術管理委員会編集)</p> <p>(ホ) 「<u>改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策</u>」 (編集：国土交通省住宅局建築指導課他)</p>
4 建築材料等の評価名簿の取扱い	<p>○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「<u>建築材料・設備機材等品質性能評価事業-建築材料等評価名簿</u>」((一社)公共建築協会編集・発行)等に記載されたものとする。</p>
5 数量公開	<p>○公開数量は、<u>神戸市工事請負契約約款第1条</u>に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。</p>
6 施工体制台帳及び施工体系図	<p>○下請契約を締結した場合は、「<u>施工体制台帳等の作成にあたって</u>(神戸市建築住宅局技術管理委員会編集)」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。(作業員名簿は<u>国土交通省ホームページ</u>で掲載されている作成例を標準様式とする。)ただし、工事現場の<u>施工体制</u>を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置(建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置)を講じている場合は、施工中において写し(システムで確認できる書類(注)のみ)の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ(PDF)での提出を認める。また、同条による<u>施工体系図</u>を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険</p>

	<p>加入状況をいう</p> <p>○施工体制台帳に記載すべき内容 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要</p>
7 建設業退職金 共済制度等	<p>○建設業退職金共済制度の対象労働者を建設業退職金共済制度加入労働者数報告書により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退協対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提出しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。</p>
8 工事实績情報の 登録	<p>○工事請負金額500万円以上の場合、<u>工事实績情報サービス（CORINS）</u>に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。</p> <p>○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。</p> <p>○工期の変更、配置技術者の変更、請負金額の変更（変更により請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）または1億円（建築一式工事の場合は2億円）を超える場合）のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。（余裕期間制度活用工事の場合、現場代理人及び監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）等の配置時（工事の始期日の前日まで）に、必要に応じて変更登録を行う。）</p>
9 中間技術検査	<p>○中間技術検査の要否は、<u>特記仕様書 1章 一般共通事項「7 中間技術審査」</u>による。</p> <p>○中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号の時期とする。</p> <p>（1）杭打設完了時 （2）基礎配筋完了時 （3）建て方完了時又は躯体完了時 （4）その他主管課長の判断により有効と思われる時期</p> <p>○中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）</p>
10 出来高検査	<p>○出来高検査については、「<u>神戸市建築工事出来高算定基準</u>」若しくは「<u>建築工事工程段階別出来高払実施要領</u>」による。</p>
11 工事施工における 工事特性、創意 工夫、社会性等に ついて	<p>○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</p> <p>○評価する項目の具体例等については、<u>工事成績評定要領</u>を参考にするものとする。</p>
12 緊急時の連絡体制	<p>○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。</p> <p>○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。</p>
13 資材運搬等	
14 必要書類の提出	<p>○工事用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。</p>
15 設計変更資料の 作成	<p>○神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。</p>
16 監理技術者等の 専任を要しない 期間の取扱いに ついて	<p>○設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（図面・数量積算資料等）を作成し、監督員に提出する。</p> <p>○建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工等に着手するまでの間、及び、工事完成検</p>

17 工事現場の安全管理	<p>査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い打合わせ記録等の書面により明確になっている場合は、監理技術者等の専任を要しない。</p> <p>○「<u>建設工事公衆災害防止対策要綱</u>」(建築工事編)(国土交通省告示第 496 号 令和元年 9 月 2 日)及び「<u>建設工事安全施工技術指針</u>」(国整第 216 号 平成 27 年 1 月 20 日)を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。</p> <p>○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。</p> <p>○工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。</p>				
18 騒音、振動の防止等	<p>○作業に伴う騒音及び振動の防止には留意し、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例その他関係法令に従い作業を行うとともに、必要な届出を行う。</p> <p>○建設機械は国土交通省指定の<u>排ガス対策型建設機械</u>を使用する。又、指定地域(上記の法令に基づき市長が指定する)では、国土交通省指定の<u>低騒音型・低振動型建設機械</u>を使用する。</p>				
19 特殊車両の通行	<p>○工事車両は、駐停車時にアイドリングストップを行うこと。</p>				
20 グリーン調達	<p>○<u>車両制限令第 3 条</u>における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、<u>道路法第 47 条の 2</u>に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。</p>				
21 公共事業労務費調査に対する協力	<p>○「<u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)</u>」に基づく<u>神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等</u>については、その採用を積極的に推進するとともに、<u>重点品目</u>については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。</p>				
22 材料の検査に伴う試験	<p>○本工事が、本市が実施する<u>公共事業労務費調査</u>の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。</p>				
23 建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等	<p>○工事現場外で行う試験は、JAB による認定又は JNLA による登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。 (公財)日本適合性認定協会 http://www.jab.or.jp/system/service/testinglaboratories/accreditation/ 独立行政法人製品評価技術基盤機構 http://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/lab/kenchiku.html</p> <p>○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。 なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。</p>				
	<p>○現場事務所等から排出する事業系一般廃棄物(紙類、弁当がら、空き缶、什器、備品等)は、混合廃棄物で排出してはならない。</p> <p>○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り多品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。</p> <p>○解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。</p> <p>○請負人は、建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、下記のとおり法令で定める対象建設工事について、「再生資源利用[促進]計画書」を工事に着手する概ね 10 日前までに、又、建設リサイクル法第 18 条に基づき「再生資源利用[促進]実施書」を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス(建設副産物等の情報登録システム)」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 969 579 1003">根拠法</th> <th data-bbox="579 969 1444 1003">対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1003 579 1068">資源有効利用促進法</td> <td data-bbox="579 1003 1444 1068"> <p>○次の指定副産物を搬出する工事(いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上</p> <p>○次の建設資材を搬入する工事(いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、碎石 500 t 以上、加熱アスファルト混合物 200 t 以上</p> <p>○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない</p> </td> </tr> </tbody> </table>	根拠法	対象工事	資源有効利用促進法	<p>○次の指定副産物を搬出する工事(いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上</p> <p>○次の建設資材を搬入する工事(いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、碎石 500 t 以上、加熱アスファルト混合物 200 t 以上</p> <p>○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない</p>
根拠法	対象工事				
資源有効利用促進法	<p>○次の指定副産物を搬出する工事(いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上</p> <p>○次の建設資材を搬入する工事(いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、碎石 500 t 以上、加熱アスファルト混合物 200 t 以上</p> <p>○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない</p>				

	<p>ならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。</p> <p>※確認結果票及び確認フロー（市 HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html</p> <p>※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省 HP） 「建設発生土の搬出先計画制度」 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html</p>								
建設リサイクル法	<p>特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事</p> <p>※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等）</p> <table border="1"> <tr> <td>A. 建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 平方メートル 以上</td> </tr> <tr> <td>B. 建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 平方メートル 以上</td> </tr> <tr> <td>C. 建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）</td> <td>請負代金の額 1 億円 （税込）以上</td> </tr> <tr> <td>D. 建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）</td> <td>請負代金の額 500 万 （税込）以上</td> </tr> </table>	A. 建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 平方メートル 以上	B. 建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 平方メートル 以上	C. 建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負代金の額 1 億円 （税込）以上	D. 建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）	請負代金の額 500 万 （税込）以上
A. 建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 平方メートル 以上								
B. 建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 平方メートル 以上								
C. 建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負代金の額 1 億円 （税込）以上								
D. 建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）	請負代金の額 500 万 （税込）以上								

・「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」 <https://fkplus.jacic.or.jp/>

○リサイクル阻害要因説明書の提出（国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力）について

特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が 100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）は、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。

問い合わせ先（環境局環境保全課）

https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html

○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り他品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。

○建設副産物実態調査（センサス）について

国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。（対象工事：最終請負金額が 100 万円以上の工事）

○建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。なお、費用はすべて請負人の負担とする。産業廃棄物は、廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合は E 票（工期内での取得が困難な場合は D 票でも可とする）を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。

・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

○建設資材廃棄物の引渡完了報告（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第 18 条の 11）について

建設リサイクル法対象工事のうち、建築物の解体工事及び建築物以外の工作物等の解体を含

	<p>む工事の請負人は、すべての建設資材廃棄物について産業廃棄物処分業者への引き渡しを完了してから（最後の廃棄物を引き渡してから）15 日以内に（期限内に報告が難しい場合は、 manifests が返送され次第、速やかに）、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。</p> <p>必要添付書類「電子 manifests 受渡確認票と一覧表」「搬出車両記録表」「再生資源利用（促進）実施書」詳細は下記ホームページ参照 問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課） https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html 手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム）） https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/3d75082d-ac07-4269-95b3-8b8e35b98337/start</p> <p>○コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。 https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html</p> <p>○産業廃棄物等の収集運搬業者は、廃掃法により工事場所と処理施設所在地の許可を有する業者とする。</p> <p>○再生資源の積極的な活用による省資源化を図るため、特記された材料以外でも建設廃材再生材を使用することができるものとし、請負人においてもこれに努めるものとする。</p> <p>○更に、産業廃棄物広域認定制度（廃掃法）の利用その他により建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化等に努めるものとする。</p> <p>○再生材料を使用する場合は、監督員と協議する。変更が生じた場合には設計変更の対象とする。</p> <p>○工事用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。</p> <p>○本受電後の電力基本料金は、別途電気設備工事（合併工事の場合は、電気設備工事費）に含む。</p> <p>○補足標準仕様書「<u>1.1.13 関係法令等の遵守（過積載防止対策要領）</u>」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。</p> <p>○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。</p> <p>○建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、補足標準仕様書「<u>2.3.1 快適トイレ</u>」に示す、快適トイレの設置に努めること。</p>
<p>24 工事用電力・水道等</p>	
<p>25 過積載防止対策</p>	
<p>26 市内産品の利用促進について</p>	
<p>27 快適トイレの設置促進</p>	

1 章 一般共通事項

項目	特記事項	備考	本の頁
<p>① 現場代理人の兼務について</p> <p>② 主任技術者及び監理技術者の配置について</p> <p>③ 週休 2 日制工事</p>	<p>1 章 一般共通事項</p> <p>本工事が、<u>現場代理人の兼務に関する手続要領第 2 条</u>に定める工事に該当する場合 ※兼務可 ・ 不可 不可の理由 ・ 本工事が、2 箇所以上の工事場所を含んでいるため ・ 本工事の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため ・ 安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に調整を要するため (注：下記の該当する内容に○印を記入する) ・ 施設を運営しながら工事を施工する居ながら工事 ・ 別途工事と工事範囲が一部重複、錯雑する出合い工事 ・ 上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合 (注：下記 () に個別の事由を記入する ()</p> <p>本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、<u>建設業法第 26 条第 3 項ただし書</u>の要件に該当する場合 ※専任特例 1 号及び専任特例 2 号の適用可 ・ 専任特例 1 号のみ適用可 ・ 専任特例 2 号のみ適用可 ・ 不可 (理由：)</p> <p>※本工事は週休 2 日制工事として次により指定する。 ※発注者指定方式 ※月単位の週休 2 日制 (土日閉所を原則とする。) ・ 通期の週休 2 日制 ・ 受注者希望方式 月単位または通期の週休 2 日制</p> <p>○『神戸市週休 2 日制工事実施要領』は下記神戸市ホームページを参照すること。 https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html</p> <p>○公共工事における週休 2 日の実現の更なる推進のため、「毎月第 2・第 4 土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第 2・第 4 土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。 また、毎月第 2・第 4 土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズは A 3 ラミネート加工程度とする。 https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kensetugenbaisseiheisa.html</p> <p>○建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休 2 日 (毎週土日閉所) に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズは A 3 ラミネート加工程度とする。 https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite</p>	<p>「専任特例 1 号」 「専任特例 2 号」 の要件は、<u>補足標準仕様書 1.1.14</u>による。</p>	<p>補</p>

項目	特記事項	備考	本の頁
4 余裕期間制度	<p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定方式 ・任意着手方式 ・フレックス方式 <p>余裕期間内（フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日までの余裕期間内）は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議のうえ、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。</p> <p>※フレックス方式の場合、契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。</p> <p>※受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。</p>		
5 工事情報共有システム	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 	LGWAN 環境で使用できるものを選定すること	
⑥ 電子検査	<p>※「神戸市電子検査実施要領（建築工事編）」に基づく電子検査を行う</p>	市単独工事 1 億円以上	
⑦ 中間技術検査	<p>中間技術検査の対象工事は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※当初契約金額が 5 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が 1 億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第 4 条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事 <ul style="list-style-type: none"> ・契約約款第 37 条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 ・当初請負金額が 3 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 	総則⑨中間技術検査	
⑧ 発生材の処理	<p>発注者に引き渡しを要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> （ <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物（ ） ・有（ ） ・無 処理方法（ ） 再利用を図るもの（ ） 搬入先（ ） 再資源化を図るもの（※コンクリート殻 ※アスファルト殻） 		9
9 電気保安技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する 		7
⑩ 施工条件	<p>※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業時間（準備・片付けを含む） 原則として（ ）から（ ）までとする。 その他条件 ・ 	ただし、工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。	7
11 施工計画書	<p>下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては、正確な</p>	左記のほか、	5

項目	特記事項	備考	本の頁																				
12 材料の検査等	<p>施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。 ※総合施工計画書 ・杭工事 ・鉄骨工事 ・防水工事 ・総合図 ・</p> <p>作成に当たっては「<u>公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和5年版</u>」を参照すること</p> <p>現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督職員の検査を受けること。これに加え、請負金額が 2,000 万円を超える場合は、下記に示す工事用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。</p> <table border="1" data-bbox="363 577 1190 1037"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工事用材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地業工事</td> <td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>ブロック及びALCパネル工事</td> <td>構造用コンクリートブロック</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td> </tr> <tr> <td>屋外工事</td> <td>鉄筋、構造用コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事用材料	地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート	鉄筋工事	鉄筋	コンクリート工事	コンクリート	鉄骨工事	鋼材	ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック	防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料	屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート		・		・	<p>監督員が適宜指示する工事についても作成する。</p>	11
工事名	工事用材料																						
地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート																						
鉄筋工事	鉄筋																						
コンクリート工事	コンクリート																						
鉄骨工事	鋼材																						
ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック																						
防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料																						
屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート																						
	・																						
	・																						
13 技能士	適用職種および作業種別 ・		12																				
⑭ 完成図書	<p>※完成図 ※全図 ・() 作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化 提出方法、提出部数： ※CD-R 等 () 部で提出 ・製本 (A3 見開き) 部を提出 ・</p> <p>・保全に関する資料等 ・物品引渡書 ・補修連絡先一覧 ・保証書一覧表 ・</p>	<p>保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。 保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。</p>	13 14 14																				
	<p>※工事写真 提出方法：※工種毎に整理したもの (PDF 形式) を CD-R 等にて提出する。 ・ 提出部数：・1 部提出する ・</p> <p>・完成写真 提出方法：※デジタルデータ (600 万画素以上、JPEG 形式) を CD-R 等にて提出する。 ・ 提出部数：・アルバム 1 部 ・</p> <p>※施工体系図 (PDF データ)</p> <p>※提出については「<u>神戸市建築工事完成図書等電子納品要領</u>」を適用すること</p>	<p>工事写真は130万画素以上とする。撮影箇所等は<u>補足標準仕様書1.2.4</u>による。 工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は<u>補足標準仕様書1.2.5</u>による。</p>	6 補																				

項目	特記事項	備考	本の頁															
15 完成引継ぎ品	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む） ・鍵箱（ ）箱 ※鋼製既製品 ・補修用内外装仕上げ材 <table border="1" data-bbox="363 331 1193 432"> <thead> <tr> <th>保管材料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・その他（ ） 	保管材料	数量	・		・		<p>鍵は 1 組ずつ、札を付けて整理する。監督員の指定する場所に保管する。</p>										
保管材料	数量																	
・																		
・																		
16 工事標示板等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ※工事標示板（ ）枚（補足標準仕様書 1.8.1 による） ・完成予想図板（ ）枚 ・危険表示板 ・鉄骨製作工場 ・アスベスト関連標示板（ ）枚 ・融資付工事表示板（ ）枚 	<p>完成予想図板の大きさは A0（841mm×1189mm）を標準とし、詳細は監督員の指示による。</p>	補															
17 交通誘導員の配置	<table border="1" data-bbox="363 741 1193 1256"> <thead> <tr> <th></th> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>期間</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>交通誘導員 B</td> <td></td> <td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>交通誘導員 A</td> <td></td> <td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員</td> </tr> </tbody> </table>		職種	人数	期間	定義	・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの	・	交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員	<p>警備業法に定める交通誘導員とする。 なお、交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は、兵庫県公安委員会 R2 年告示第 241 号を参照のこと。</p>	
	職種	人数	期間	定義														
・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの														
・	交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員														
18 工事用の進入路	※図示																	
19 地元工事説明	<ul style="list-style-type: none"> ※工事着手前に行う ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 	<p>実施方法等は、監督員と協議する。</p>																
20 関連工事等の調整	<ul style="list-style-type: none"> ※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の設備工事の監督員の指示を受ける。 ・埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器ボックス等（ 箇所） ・天井吹出口及び吸込口（ 箇所） ・スリーブ管入れ及び構造体の補強（ 箇所） ・ダクト貫通部分の構造体補強（ 箇所） ・消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強（ 箇所） 	<p>箇所数が 10% 以内の増減については設計変更の対象としない。</p>	4															
21 近隣家屋等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ※補足標準仕様書 1.8.2 による 調査範囲 ※図示 調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査 		補															
㊦ 室内空気汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第 28 条の 2 の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの（以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS 規格）又は同等以上とする。ただし、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。 																	

項目	特記事項	備考	本の頁						
23 化学物質の濃度測定	<p>設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。</p> <p>告示対象建材に関する資料の提出 告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。</p> <p>化学物質濃度を下記のとおり測定し、<u>厚生労働省が定める指針値</u>以下であることを確認し、測定結果報告書を監督員に1部提出する。</p> <p>測定対象物質</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>※ホルムアルデヒド</td> <td>※トルエン</td> <td>※キシレン</td> </tr> <tr> <td>※エチルベンゼン</td> <td>※スチレン</td> <td>・パラジクロロベンゼン</td> </tr> </table> <p>測定方法、箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易法 <ul style="list-style-type: none"> ※測定バッチ（社製） ※ホルムアルデヒド用 箇所 ※その他用 箇所 ・ 箇所 ・厚生労働省の標準的測定方法 箇所 ・ 箇所 <p>○測定箇所は監督員の指示による。</p> <p>○<u>厚生労働省の標準的測定方法</u>による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。</p>	※ホルムアルデヒド	※トルエン	※キシレン	※エチルベンゼン	※スチレン	・パラジクロロベンゼン		13
※ホルムアルデヒド	※トルエン	※キシレン							
※エチルベンゼン	※スチレン	・パラジクロロベンゼン							
24 建築基準法に規定する風圧力	<p>地表面粗度区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ II ・ III 	<p><u>基準風速 (Vo)</u> は 34m/秒とする。</p>							
㊦ 損害保険等	<p>損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。</p> <p>保険種目</p> <ul style="list-style-type: none"> ※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」 <p>保険契約者 ※元請負人</p> <p>被保険者 ※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）</p> <p>保険期間 ※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。</p> <p>保険金額又は填補限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は1名1億円以上かつ1事故（※5億円以上 ・ 円以上） 対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上 ・ 円以上） <p>付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 <p>※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」</p>								
26 統括安全衛生管理義務者の指名	<ul style="list-style-type: none"> ※本工事の請負人を<u>労働安全衛生法第30条第2項</u>の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。 								
27 現場代理人等の腕章の着用について	<p>現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。</p>								
28 ゴム製品等の品質等	<p><u>補足標準仕様書「1.4.2 ゴム製品等の品質等」</u>に従ってゴム製品等の品質管理を行うこと。</p>		補						

項 目	特 記 事 項	備 考	本の頁
29 その他事項	※本工事で用いるステンレス鋼は、特記なき限り材質 SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり：No.2B、その他：#400」とする。		

2章 仮設工事

項目	特記事項	備考	頁
<p>1 <u>監督員事務所の設置</u></p> <p>2 仮囲い</p> <p>3 仮設物の設置場所</p> <p>4 落下物、飛散物などによる危害の防止</p> <p>5 足場からの墜落事故防止</p> <p>6 洗車設備</p> <p>7 仮排水</p>	<p>2章 仮設工事</p> <p>監督員事務所の規模 ※ () m²程度 (会議室 () m²を含む) ・ 監督員事務所の設備 ※電灯 ※給排水 ・ 監督員事務所の電話 ※専用電話 ・兼用ファックス 監督員事務所の備品 ※机、いす、書棚、白板、掛時計、衣類ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴 ・その他 ()</p> <p>種別 ・仮囲い用成形鋼板 (t=1.2 mm) ・ H=2.0m ・ H=3.0m ・ガードフェンス (H=1.8m) ・A型バリケード (H=0.8m) ・ イメージアップ他 ・ 門扉 (施錠付) 形状 ・ W3.0m×H1.8m ・ W6.0m×H1.8m ・ 種別 ・ シートゲート ・ パネルゲート ・ キャスターゲート</p> <p>※構内 ・指定仮設用地 使用条件 (・有償 ・無償)</p> <p>※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は下記又は同等以上の措置をする ・メッシュシート (JIS A 8952 に定める I 類) ・養生シート (帆布製) (JIS A 8952 に定める I 類) ・金網式養生柵 ・防護柵 (朝顔) ・防音シート ・防音パネル ・</p> <p>※足場 (仮設ゴンドラ、移動式足場を除く) を設ける場合は、「<u>「手すり先行工法に関するガイドライン」</u>について (厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日)」の「<u>手すり先行工法等に関するガイドライン</u>」により、「<u>手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準</u>」及び「<u>働きやすい安心感のある足場に関する基準</u>」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、<u>JIS A 8971 の施工標準</u>に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。</p> <p>・洗車ピット (幅 3m×長さ 5m、厚さ 20cm 程度の土間コンクリート、給排水設備共) ・洗車装置 (高压洗浄装置程度)</p> <p>※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。</p>	<p>別途設備工事監督員と共用する。</p> <p>施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中に仮囲いをはずす場合は監督員の承諾を受ける。</p> <p>参考「<u>建設工事公衆災害防止対策要綱 仮囲い、出入口</u>」</p> <p>便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、汚水管に放流するのを原則とする。</p> <p>施工範囲は図示による。 参考「<u>建設工事公衆災害防止対策要綱 落下物による危害の防止</u>」</p> <p><u>JIS A 8971 附属書 A の表 A.3</u>を参考とする。</p> <p>工事現場出入口に設け、泥土等が場外に飛散することがないようにする。</p>	<p>16</p> <p>15</p>

項目	特記事項	備考	頁
8 仮設計画	<p>※仮設計画は参考であり、施工に先立ち監督員及び施設と協議の上、図面を作成し監督員の承諾を得ること。</p> <p>※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場所の位置は施設側と協議の上、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用の必要な部分については、請負人の責任において必要な手続きを遅延なく行うこと。 		
9 安全対策	<p>※工事場所周辺は、施設利用者、児童生徒等に対する安全対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 ・ 工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること 		
10 その他	<p>※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存部分の養生は十分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧のこと。 ・ 仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。 		

3章 土工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																					
	3章 土工事																							
1 敷地内障害物の整理	・																							
2 地盤の設計用支持力	長期 () kN/m ²																							
3 設計地盤高さ等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図による ・現状平均地盤を設計地盤高さとする ・現状地盤高さ () m ・設計地盤高さ () m 																							
4 <u>埋戻し及び盛土</u>	種別及び工法 <ul style="list-style-type: none"> ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・搬入まさ土（砂れき等の混入のない良質なものとし、水締め、機器による締めとする） 	B種またはC種は、良質土として認められない場合は監督員と協議による。埋戻しの際、地中梁等の鉄筋及びコンクリートを損傷する恐れのある場合は適切な養生を行う。	18																					
5 <u>地均し</u>	地均しの範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・建物周囲（・2m ・5m） ・敷地全面 ・図示範囲 		18																					
6 <u>建設発生土の処理</u>	○処理方法は下記のとおりとする ※構外																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定処分地</th> <th style="text-align: center;">問合せ先</th> <th style="text-align: center;">電 話</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポートアイランド沖 （神戸空港島）</td> <td>神戸空港島料金所</td> <td style="text-align: center;">302-6322</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・布施畑環境センター</td> <td>布施畑環境センター 管理事務所</td> <td style="text-align: center;">974-2411</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・淡河環境センター</td> <td>淡河環境センター 管理事務所</td> <td style="text-align: center;">959-0715</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		指定処分地	問合せ先	電 話	備 考	・ポートアイランド沖 （神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター 管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター 管理事務所	959-0715							
指定処分地	問合せ先		電 話	備 考																				
・ポートアイランド沖 （神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322																						
・布施畑環境センター	布施畑環境センター 管理事務所	974-2411																						
・淡河環境センター	淡河環境センター 管理事務所	959-0715																						
	<ul style="list-style-type: none"> ・構内再利用 () ・他現場に搬入 () ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から5年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと	詳細は監督員の指示による。																						

項目	特記事項	備考	頁
<p>7 <u>山留め</u></p>	<p>○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。</p> <p>○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。）</p> <p>（※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター</p> <p>※土砂受領書の様式（市 HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html</p> <p>構造その他 ・ 山留めの存置 ・しない（抜き跡の処理 ） ・する</p>		<p>19</p>

項目	特記事項	備考	頁
4 杭の施工精度	<ul style="list-style-type: none"> ・場所打ち鋼管コンクリート杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法 ・拡底杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法 杭の孔壁の超音波測定器による確認 ・行う <p>既製コンクリート杭及び鋼杭地業</p> <p>水平方向ずれ ・ 100 mm以下 ・</p> <p>鉛直性 ※1/100 以下</p> <p>場所打ちコンクリート杭地業</p> <p>水平方向ずれ ・ 100 mm以下 ・</p> <p>鉛直性 ※1/100 以下</p>	<p>左記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。</p>	30
5 支持地盤	※構造図による		
6 試験杭	※構造図による		21
7 載荷試験	<p>試験の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くい載荷試験 (・ 鉛直 ・ 水平) ・ 平板載荷試験 <p>載荷試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>※本特記及び図面等に記載なき事項は、国土交通省大臣官房営繕部「敷地調査共通仕様書」最新版による。</p>	<p>試験結果報告書 1部を監督員に提出する。</p>	21
8 杭頭の処理	<p>既製杭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手はつり工法 ・ ガス切断工法 <p>※機械式併用工法 (外圧方式、ダイヤモンドカッター方式等)</p> <p>場所打ちコンクリート杭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はつり工法 ※薬液注入工法 		30
9 砂・砂利地業	<p>厚さ (mm) ※再生砕石 (C-40 程度)</p> <p>※60 ・</p>		31
10 捨てコンクリート地業	<p>厚さ (mm)</p> <p>※50 ・</p>		31
11 床下防湿層	・ 図示		31
12 ラップルコンクリート地業	<p>※標準仕様書 3 章 2 節「根切り等」による。なお、所定の位置まで掘削した後、監督員に支持地盤の確認を受ける。</p>	<p>左記以外は、構造図による。</p>	17
13 その他の地業	<p>コンクリートの調合等</p> <p>※標準仕様書 6 章 14 節による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 		78
14 六価クロム溶出試験	<p>普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系改良材を使用した地盤改良、改良土再利用に際しては、環境庁告示第 46 号溶出試験により六価クロムの溶出が土壤環境基準以下であることを確認し、試験結果を監督員に提出する。</p> <p>※環境庁告示 46 号溶出試験対象・検体数</p> <p>対象工法 ()</p> <p>検体数</p> <p>※配合設計段階 () 検体</p>	<p>試験は工事施工者以外の第三者が行い、試験方法等の詳細は監督員の承諾を得る。</p> <p>土層又は土質ごとに 1 検体とする。</p>	

5 章 鉄筋工事

項目	特記事項	備考	頁															
	5 章 鉄筋工事																	
1 鉄筋及び溶接金網の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">形状・鉄筋径等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">異形鉄筋</td> <td>・SD295</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SD345</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溶接金網</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	形状・鉄筋径等	異形鉄筋	・SD295		・SD345		溶接金網			SD295 はガス圧接としてはならない。	32				
	種別	形状・鉄筋径等																
異形鉄筋	・SD295																	
	・SD345																	
溶接金網																		
2 鉄筋の継手	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">接合方法</th> <th style="width: 40%;">施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>ガス圧接</td> <td>柱、梁の主筋</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>機械式継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>溶接継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機械式継手の場合の種類：()</p>		接合方法	施工箇所	・	ガス圧接	柱、梁の主筋	・	重ね継手		・	機械式継手		・	溶接継手		標準仕様書 5 章 3 節「加工及び組立て」に関し、記載のない項目の特記事項は、構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。 なお、重ね継手及び定着長さについては、構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図によるものとする。	35 46
	接合方法	施工箇所																
・	ガス圧接	柱、梁の主筋																
・	重ね継手																	
・	機械式継手																	
・	溶接継手																	
3 鉄筋の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式定着工法 適用箇所 () 種類 () 		39															
4 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ	<p>※設計かぶり厚さは、鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。 耐久上不利な箇所等の設計かぶり厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に面するコンクリート打放し箇所 () mm ・塩害を受ける恐れのある箇所 () mm ・ () mm 	設計かぶり厚さは鉄筋の加工に用いるかぶり厚さとする。	41															
5 各部の配筋	※配筋標準図による		42															
5-1 既製コンクリート杭及び杭頭補強	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 形 ※B 形 ・配筋標準図に図示 	既製コンクリート杭以外の場合、図示による。																
5-2 柱	<p>帯筋組み立ての形の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H 形 ・W-I 形 ・図示 		567															
5-3 壁	<p>壁開口部補強の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 形 ※B 形 ・図示 <p>配筋種別</p>		581 593															
5-4 はり貫通孔の補強	<p>※鉄筋コンクリート構造配筋標準図による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H 形 () ・M 形 () ・MH 形 () ・図示 <p>既製の梁貫通孔補強筋等</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ (財) 日本建築センターの評定 (評価) 品 ※ (財) 日本建築総合試験所の建築技術性能証明書 	評定 (評価) 書又は性能証明書を提出し、使用部位の確認を行うこと。																
5-5 機械つり上げ用フック	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示 																	

項目	特記事項	備考	頁
6 <u>圧接技能資格者</u>	※ガス圧接技能資格者は、(公社) 日本鉄筋継手協会発行の技量資格証明書を有する者とする。		42
7 <u>圧接完了後の試験</u>	試験方法 ※超音波探傷試験 ・ 引張試験		44
8 <u>溶接継手完了後の試験</u>	試験方法 ※超音波探傷試験 ・		48
9 <u>鉄骨鉄筋コンクリート造の配筋</u>	※図示及び仕様書等以外の部分は、(社) 日本建築学会「鉄骨鉄筋コンクリート配筋指針・同解説」(最新版)による。		

6章 コンクリート工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																
	6章 コンクリート工事																		
1 <u>普通コンクリートの種類及び設計基準強度</u>	普通コンクリート		50																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th style="width: 55%;">適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">18</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">21</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">24</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">27</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所	・	18		・	21		・	24		・	27		・	
	設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所																	
・	18																		
・	21																		
・	24																		
・	27																		
・																			
	軽量コンクリート		71																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th style="width: 55%;">適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">18</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">21</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所	・	18		・	21		・								
	設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所																	
・	18																		
・	21																		
・																			
2 <u>コンクリートの種別</u>	※I類 ・	配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（ <u>全国品質管理監査会議</u> の策定した統一監査基準に基づく <u>監査に合格した工場等</u> ）から選定する。	49																
3 <u>コンクリートのスランプ</u>	※標準仕様書表 6.2.2 による ・		50																
4 <u>構造体コンクリートの仕上がり</u>	打放し仕上げの種別		50																
	合板せき板を用いる場合	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">種 別</th> <th style="width: 55%;">施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">A 種</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">B 種</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">C 種</td><td></td></tr> </tbody> </table>			種 別	施 工 箇 所	・	A 種		・	B 種		・	C 種					
	種 別	施 工 箇 所																	
・	A 種																		
・	B 種																		
・	C 種																		
	合板せき板以外の型枠を用いる場合 ・																		
	コンクリートの仕上がりの平たんさ		51																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">種 別</th> <th style="width: 55%;">適 用 部 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">a 種</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">b 種</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td style="text-align: center;">c 種</td><td></td></tr> </tbody> </table>		種 別	適 用 部 位	・	a 種		・	b 種		・	c 種							
	種 別	適 用 部 位																	
・	a 種																		
・	b 種																		
・	c 種																		
5 <u>セメントの種類</u>	※普通ポルトランドセメント（下記以外） ・混合セメント A 種 ・高炉セメント B 種（基礎、地中梁） （注）グリーン購入法に基づき、工事毎の特性、必要とされる強度や耐久性、コスト等に留意した上での採用を推進する。ただし、補正にて予想平均気温が 5℃未満の場合は全て普通ポルトランドセメントとする。	セメントの使用は、監督員の承諾による。	52																
6 <u>骨 材</u>	骨材の品質 アルカリシリカ反応性による区分	B の場合は、監督	52																

項目	特記事項	備考	頁												
7 混和材料	<p>※A ・ B</p> <p>混和剤 ・ AE 剤 ・ AE 減水剤 ・ 高性能 AE 減水剤 ・</p> <p>混和材 ・ フライアッシュ（ ・ I 種 ・ II 種 ・ IV 種）</p>	<p>員の承諾を受ける。</p> <p><u>JIS A 6204</u> による</p> <p>参考：<u>日本フライアッシュ協会</u></p>	53												
8 コンクリートの調合	<p>普通コンクリートの調合 ・</p> <p>軽量コンクリートの調合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>所要気乾単位容積重量 (ton/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>1 種</td> <td>1.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	所要気乾単位容積重量 (ton/m ³)	適用箇所	・	1 種	1.85		・					54
	種別	所要気乾単位容積重量 (ton/m ³)	適用箇所												
・	1 種	1.85													
・															
9 構造体強度の補正	<p>※標準仕様書表 6.3.2 及び補足標準仕様書表 6.16.1 による（ ） 地域 ・</p>		54 補												
10 コンクリートの打込み	<p>※レディーミクストコンクリートの同一打設区画への混入打設は行わない</p>	<p>同一打設区画とは標準仕様書 6.6.3 によって定められる打込み区画の一つとする。</p>	60												
11 試験	<p>フレッシュコンクリートの試験方法及び回数 ※標準仕様書表 6.9.1 及び表 6.9.2 による ・</p> <p>骨材試験 ・ 行う ・ 行わない ※絶乾密度 ※吸水率 ※粒度 ・ アルカリシリカ反応性試験回数 （絶乾密度 ・ 吸水率 ・ 粒度） ※2 回 ・ 試験回数（アルカリシリカ反応性） ※2 回 ・ アルカリシリカ反応性試験 ※化学法 ・</p>	<p>試験時期は監督員指示による。 [骨材試験] RC、SRC 造 3 階建以上又は延床面積 500m² を超えるものを対象 [アルカリシリカ反応性試験] 高強度コンクリートや大型工事等で特に必要と認める場合あるいは、常時土、水に直接接する部分。</p>	67												
12 軽量コンクリート	<p>種 別 ・ 1 種 ・ 2 種 スランプ ※21cm 以下 ・</p>		71												
13 寒中コンクリート	<p>初期養生を行う期間 ※コンクリートの圧縮強度 5 (N/mm²) に達するまで ・</p> <p>※標準仕様書表 6.3.2 及び補足標準仕様書表 6.16.1 による（ ） 地域</p>		73												
14 暑中コンクリート	<p>構造体強度補正值 ※6 N/mm² ・</p> <p>※標準仕様書表 6.3.2 及び補足標準仕様書表 6.16.1 による（ ） 地域</p>		54 補 75												
15 無筋コンクリート	<p>・ 普通コンクリート 適用箇所（ ） 設計基準強度 ※18 N/mm² ・ スランプ</p>		54 補 78												

7 章 鉄骨工事

項目	特記事項	備考	頁																														
	7 章 鉄骨工事																																
1 適用除外範囲	・	構造上主要な部材に鋼材を用いない工事には適用しない。	81																														
2 鉄骨の制作工場	製作工場のグレードは、下記同等以上で大臣認定された工場とし、監督員の承諾を受ける。 ・ S ・ H ・ M ・ R	(株)全国鉄骨評価機構 (認定グレード区分と適用範囲)	81																														
3 鉄骨製作工場における施工管理技術者	・ 配置する ・ 配置しない		81																														
4 溶接技能者	※鋼製エンドタブに替えて代替タブを使用する場合は (一社) AW 検定協会 技量検定試験の有資格者を配置する。 ・ 以下について (一社) AW 検定協会 技量検定試験の有資格者を配置する。 ・ 工場溶接 ・ 工事現場溶接 ・ ロボットオペレーター	鋼製エンドタブに替えて代替タブを使用する場合は必ず AW 検定協会 技量検定試験の有資格者を配置すること。	92																														
5 工作図	※現寸図は必要に応じて作成する。 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトのゲージ、ピッチ、へりあき等 ※鉄骨工作標準図による又、同図面に記載なき事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書」又は「建築構造設計基準及び同参考資料」による。		86																														
6 鋼材の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 50%;">材質 (種類の記号)</th> <th style="width: 40%;">使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>SS400</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>SM490A</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>STKR400</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>SN400C</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>SN400B</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>SN490C</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>SN490B</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>BCR295</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>SSC400</td><td></td></tr> </tbody> </table>		材質 (種類の記号)	使用箇所	・	SS400		・	SM490A		・	STKR400		・	SN400C		・	SN400B		・	SN490C		・	SN490B		・	BCR295		・	SSC400			81 82
	材質 (種類の記号)	使用箇所																															
・	SS400																																
・	SM490A																																
・	STKR400																																
・	SN400C																																
・	SN400B																																
・	SN490C																																
・	SN490B																																
・	BCR295																																
・	SSC400																																
	材料試験 ・ 7.2.10 (3) による試験 ・ 適用する ・ 適用しない		86																														
7 高力ボルト	種類 ※トルシア形高力ボルト (一社) 日本鋼構造協会規格 JSS II 09 (構造用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット) ・ JIS 形の高力ボルト 2 種 (F10T) ・ 溶融亜鉛メッキ高力ボルト 1 種 (F8T 相当) ・ 上記以外の建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト () 建築高力ボルト接合管理技術者 ・ 配置する ・ 配置しない 軸力確認試験 ・ 行う すべり試験 ・ 行う (試験方法:) ・ 行わない	締付け作業開始までに、() の確認を行うこと。	82																														

項目	特記事項	備考	頁																
8 普通ボルト	材料等 ・ JIS 規格品 ※附属書品 ボルト径 () 戻止めの方法 ()	JIS B 1180 (六角ボルト) 又は JIS B 1181 (六角ナット) による。	83																
9 アンカーボルト	材質 構造用 ・ ABR400 ・ ABR490 ・ ABM400 ・ ABM490 建方用 ※SS400 大臣認定柱脚 (メーカー仕様による) ※使用する ・ 使用しない	JIS B 1220 (構造用両ねじアンカーボルトセット) による。 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) による。	84																
10 床構造用デッキプレート	床用 ・ 高さ () ・ 板厚 () 合成スラブ ・ 高さ () ・ 板厚 () 端部加工 ・ エンドクローズ加工有り ・ 無し 表面処理 ・ 裏面防錆処理 (1 次塗装) プライマー ・ 亜鉛めっき ・ Z12 ・ Z27 ・ 高耐食溶融めっき鋼板 ・ K27 ・ K35 ・ 無し 耐火 時 間 ・ 1 時間 ・ 2 時間 支持方法 ・ 単純支持 ・ 連続支持 支保工 ・ 有 (図示) ・ 無し	JIS G 3352 (デッキプレート) による。	85																
11 頭付スタッド	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>径</th> <th>長さ</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>16 φ</td> <td>・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>19 φ</td> <td>・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>22 φ</td> <td>・ 100 ・ 120 ・ 150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		径	長さ	使用箇所	・	16 φ	・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150		・	19 φ	・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150		・	22 φ	・ 100 ・ 120 ・ 150		JIS B 1198 (頭付きスタッド) による	85
	径	長さ	使用箇所																
・	16 φ	・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150																	
・	19 φ	・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150																	
・	22 φ	・ 100 ・ 120 ・ 150																	
12 製作精度	※鉄骨工作標準図による ・ 図示		86																
13 鋼製エンドタブの切除	切断箇所及び切断範囲 ()	見え掛かりとなる部分	94																
14 スカラップの形状	・ 改良型スカラップ ・ ノンスカラップ ・		95																
15 溶接完了後の検査	完全溶け込み溶接部の超音波探傷試験 (工場溶接の場合) ※適用する ・ 適用しない ・ 製作工場の社内検査 ※行う ・ 行わない 全数検査を行い、試験結果報告書を提出する。 ・ 外部機関による検査 ※行う ・ 行わない AOQL ※4% ・ 2.5% 検査水準 ※第 6 水準 ・ 全数 (工事現場溶接の場合) ※適用する ・ 適用しない ・ 外部機関による検査 ※行う ・ 行わない ※全数検査		96																
16 デッキプレートの溶接	鉄骨部材との溶接方法 ※図示		101																

項目	特記事項	備考	頁															
17 錆止め塗装	※標準仕様書表 18.3.1 ※A 種 ・ B 種 () ※鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブ（鉄骨に溶接されたもの）の内面は、標準仕様書 18.3.1 の A 種とする		101 326															
18 耐火被覆材	<table border="1" data-bbox="363 421 1182 878"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 421 533 454">種別</th> <th data-bbox="536 421 826 454"></th> <th data-bbox="829 421 1182 454">所要性能（使用部位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 459 533 548">・耐火材吹付け</td> <td data-bbox="536 459 826 548">・乾式工法によるロックウール吹付け</td> <td data-bbox="829 459 1182 548"> ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 553 533 642">・耐火板張り</td> <td data-bbox="536 553 826 642">・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り</td> <td data-bbox="829 553 1182 642"> ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 647 533 736">・耐火材巻付け</td> <td data-bbox="536 647 826 736">・</td> <td data-bbox="829 647 1182 736"> ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 741 533 878">・耐火塗料</td> <td data-bbox="536 741 826 878">・</td> <td data-bbox="829 741 1182 878"> ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・上塗塗料の樹脂（ ） </td> </tr> </tbody> </table> かさ比重試験 ・行う ・行わない	種別		所要性能（使用部位）	・耐火材吹付け	・乾式工法によるロックウール吹付け	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・	・耐火板張り	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・	・耐火材巻付け	・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・	・耐火塗料	・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・上塗塗料の樹脂（ ）	アスベストを含有しないものとする。 建築基準法に基づき認定されたもの。 耐火塗料は膜厚計（電磁式）による測定を行う。	102
種別		所要性能（使用部位）																
・耐火材吹付け	・乾式工法によるロックウール吹付け	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・																
・耐火板張り	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・																
・耐火材巻付け	・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・																
・耐火塗料	・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・上塗塗料の樹脂（ ）																
19 アンカーボルトの設置等	建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別 ・ A 種 ・ B 種 柱底均しモルタルの工法の種別 ※A 種 ・ B 種	柱底均しモルタルは無収縮モルタルとする。	103															
20 建方精度	※鉄骨工作標準図（4）表 7.5 による ・ 図示		103															

8 章 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																																		
1 <u>補強コンクリートブロック造</u>	<p>8 章 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事</p> <p>ブロックの種類 ・空洞ブロック 16 C(16) ・空洞ブロック 16 C(16)-W 厚さ (mm) ・</p> <p>各部の配筋 ※図示</p> <p>コンクリート ※普通コンクリート 21 N/mm² スランプ 21 cm</p> <p>まぐさを受ける開口部両側のブロック モルタル又はコンクリートで充填する範囲 (mm)</p>	<p><u>JIS A5406</u> (建築用コンクリートブロック) による</p>	107																																		
	<p>2 <u>コンクリートブロック塀及び塀</u></p> <p>ブロックの種類 ・標準仕様書表 8.3.1 による ・ 厚さ (mm) ・120 mm (高さ≤2m) ・150 mm (高さ>2m)</p> <p>塀の化粧 ・有 ()</p> <p>壁主筋の継手 ・設ける ※設けない</p> <p>主筋の継手方法 ・アーク溶接 (両面 5 d 以上又は片面 10 d 以上のフア溶接) ・重ね継手 (40 d 以上)</p> <p>壁鉄筋の定着長さ ・</p> <p>塀縦筋の定着方法 下部 ※基礎に定着 上部 ・180° フックかぎ掛け ・90° フックで余長 10 d 端部 ※壁頂の空洞部内に定着</p> <p>壁横筋の定着方法 ・壁端部縦筋に 180° フックかぎ掛け ・直交壁に定着 ・直交壁の横筋に重ね継手</p> <p>壁鉄筋の継手長さは 40d とする。 ブロック塀の横筋の末端部は、控壁に定着する。 定着が取れない場合、末端部の縦筋にかぎ掛けし、最上部は下に折り曲げて定着する。</p>		<p><u>JIS A5406</u> (建築用コンクリートブロック) による</p>	109 108 110																																	
	<p>3 <u>ALC パネルの種類</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用箇所</th> <th>単位荷重 (N/m²)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>幅(mm)</th> <th>長さ(mm)</th> <th>耐火性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>屋根用</td> <td>・ 981 ・</td> <td>・ 100 ・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>床 用</td> <td>・ 2354 ・ 3530 ・</td> <td>・ 100 ・ 150</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>外壁用</td> <td>・ 1177 ・ 1961 ・</td> <td>・ 100 ・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>間仕切用</td> <td></td> <td>・ 100 ・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>			使用箇所	単位荷重 (N/m ²)	厚さ (mm)	幅(mm)	長さ(mm)	耐火性能	・	屋根用	・ 981 ・	・ 100 ・	・	・	・	・	床 用	・ 2354 ・ 3530 ・	・ 100 ・ 150	・	・	・	・	外壁用	・ 1177 ・ 1961 ・	・ 100 ・	・	・	・	・	間仕切用		・ 100 ・	・	・	・
	使用箇所	単位荷重 (N/m ²)	厚さ (mm)	幅(mm)	長さ(mm)	耐火性能																															
・	屋根用	・ 981 ・	・ 100 ・	・	・	・																															
・	床 用	・ 2354 ・ 3530 ・	・ 100 ・ 150	・	・	・																															
・	外壁用	・ 1177 ・ 1961 ・	・ 100 ・	・	・	・																															
・	間仕切用		・ 100 ・	・	・	・																															
4 <u>外壁パネル構法</u>	<p>下地鋼材及び開口補強鋼材の錆止め塗料の種別 ・A 種 ・B 種</p> <p>パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材 ・</p>		112 112																																		
	<p>種別 ・A 種 ・B 種</p> <p>伸縮目地 ※ロックウール充填耐火目地 ・ 目地幅 ・</p> <p>外壁パネル構法における耐風圧性能及び耐震性能 ・</p>	<p>外壁及び間仕切壁パネルには、原則として、溝掘り又は、孔あけを行わない。</p>	113																																		
5 <u>間仕切壁パネル構法</u>	<p>種別 ・C 種 ・D 種 ・E 種</p> <p>伸縮目地 ※ロックウール充填耐火目地 ・ 目地幅 ・</p> <p>間仕切壁パネル工法における耐震性能 ・</p>		114																																		

項目	特記事項	備考	頁																																								
4 保護層等の施工	仕上げ塗料の種類及び使用量 種類 ・シルパー ・カラー ・ノンスリップ ・遮熱塗料 使用量 ※製造所の仕様による																																										
	防水立上り端部 押さえ金物 ・使用する ・使用しない		133																																								
	立上り部の保護 ・コンクリート押さえ ・れんが押さえ ・モルタル押さえ ・乾式保護材		121 133																																								
	伸縮目地 ※図示		134																																								
	屋上排水溝 ※図示		134																																								
5 改質アスファルトシート防水	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>防水工法</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>密着</td> <td>・AS-T1 ・AS-T2 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>絶縁</td> <td>・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>絶縁断熱</td> <td>・ASI-T1 ・ASI-J1 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		防水工法	種別	・	密着	・AS-T1 ・AS-T2 ・	・	絶縁	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・	・	絶縁断熱	・ASI-T1 ・ASI-J1 ・	・				134																									
	防水工法	種別																																									
・	密着	・AS-T1 ・AS-T2 ・																																									
・	絶縁	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・																																									
・	絶縁断熱	・ASI-T1 ・ASI-J1 ・																																									
・																																											
6 合成高分子ルーフィングシート防水	仕上げ塗料の種類及び使用量 種類 ・シルパー ・カラー ・ノンスリップ ・遮熱塗料 使用量 ※製造所の仕様による																																										
	断熱材 厚さ (mm) ・	JIS A9521 (建築用断熱材) による。	135																																								
	脱気装置 ※製造所の仕様とする ・		136																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>シートの厚さ (mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>S-F1</td> <td>※1.2 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>S-F2</td> <td>※1.5 ・2.0 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>S-M1</td> <td>※1.5 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>S-M2</td> <td>※1.5 ・2.0 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>SI-F1</td> <td>※1.2 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>SI-F2</td> <td>※1.5 ・2.0 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>SI-M1</td> <td>※1.5 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>SI-M2</td> <td>※1.5 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>S-C1</td> <td>※1.0 ・</td> <td>屋内 ()</td> </tr> </tbody> </table>		種別	シートの厚さ (mm)	施工箇所	・	S-F1	※1.2 ・		・	S-F2	※1.5 ・2.0 ・		・	S-M1	※1.5 ・		・	S-M2	※1.5 ・2.0 ・		・	SI-F1	※1.2 ・		・	SI-F2	※1.5 ・2.0 ・		・	SI-M1	※1.5 ・		・	SI-M2	※1.5 ・		・	S-C1	※1.0 ・	屋内 ()		142
		種別	シートの厚さ (mm)	施工箇所																																							
・	S-F1	※1.2 ・																																									
・	S-F2	※1.5 ・2.0 ・																																									
・	S-M1	※1.5 ・																																									
・	S-M2	※1.5 ・2.0 ・																																									
・	SI-F1	※1.2 ・																																									
・	SI-F2	※1.5 ・2.0 ・																																									
・	SI-M1	※1.5 ・																																									
・	SI-M2	※1.5 ・																																									
・	S-C1	※1.0 ・	屋内 ()																																								
	※S-F2 及び S-M2 を軽歩行仕様とする場合のシートの厚さは 2.0 mm とする。																																										
	仕上げ塗料等の種類及び使用量 種類 ・シルパー ・カラー ・ノンスリップ ・遮熱対応 使用量 ※製造所の仕様による	塩化ビニル系には遮熱シート、加硫ゴム系には遮熱塗料を使用する																																									
	断熱材 接着工法 厚さ (mm) ・ 機械式固定工法 厚さ (mm) ・	JIS A9521 (建築用断熱材) による。	141 141																																								
	脱気装置 ※製造所の仕様とする ・		141																																								
	固定金具 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ 0.4 mm 以上のもの ・		141																																								
	目地処理 (接着工法) ※絶縁用テープ幅 50 mm ・		144																																								

項目	特記事項	備考	頁																																									
	施工部位 () 保護層 ・保護モルタル厚さ (mm) 平場 ・ 立上がり ※7.0 ・ ・保護コンクリート厚さ (mm) ※80 ・		146																																									
7	<u>塗膜防水</u>	労働安全衛生法施行令別表第三に掲げる特定化学物質 TDI及びMOCA、MBOCAを1重量%を超えて含有するウレタンゴム系塗膜防水材は使用不可とする。 TDI：トリレンジイソシアネート MOCA,MBOCA：3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	147																																									
	<table border="1" data-bbox="363 517 1189 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 517 421 551"></th> <th data-bbox="424 517 707 551">特徴</th> <th data-bbox="710 517 876 551">種別</th> <th data-bbox="879 517 1189 551">施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 555 421 611">・</td> <td data-bbox="424 555 707 611">ウレタンゴム系</td> <td data-bbox="710 555 876 611">・X-1 ・X-2</td> <td data-bbox="879 555 1189 611"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 616 421 672">・</td> <td data-bbox="424 616 707 672">ゴムアスファルト系</td> <td data-bbox="710 616 876 672">・Y-1</td> <td data-bbox="879 616 1189 672">・地下外壁 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 676 421 732">・</td> <td data-bbox="424 676 707 732"></td> <td data-bbox="710 676 876 732">・Y-2</td> <td data-bbox="879 676 1189 732">・屋内 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 736 421 779">・</td> <td data-bbox="424 736 707 779">アクリルゴム系</td> <td data-bbox="710 736 876 779"></td> <td data-bbox="879 736 1189 779"></td> </tr> </tbody> </table>		特徴	種別	施工箇所	・	ウレタンゴム系	・X-1 ・X-2		・	ゴムアスファルト系	・Y-1	・地下外壁 ()	・		・Y-2	・屋内 ()	・	アクリルゴム系																									
	特徴	種別	施工箇所																																									
・	ウレタンゴム系	・X-1 ・X-2																																										
・	ゴムアスファルト系	・Y-1	・地下外壁 ()																																									
・		・Y-2	・屋内 ()																																									
・	アクリルゴム系																																											
	仕上げ塗料等の種類及び使用量 種類 ・シルバー ・カラー ・ノンスリップ ・遮熱塗料 使用量 ※製造所の仕様による 脱気装置 (ウレタンゴム系 X-1 工法) ※製造所の仕様とする ・ 保護層 (ゴムアスファルト系 Y-2 工法) ・設置する ・設置しない		148																																									
	種別 ・C-SUI ・C-SUP 適用部位 ※図示 下地処理 ※標準仕様書 9.6.4 による。	塗膜を形成する材料は <u>JIS A 6021</u> (建築用塗膜防水材) による。	149																																									
8	<u>ケイ酸質系塗布防水</u>	JASS 8 M-301 に適合するものとする。	150																																									
	下地処理 ※標準仕様書 9.6.4 による。		151																																									
9	<u>シーリング材料及び保証年限</u>	保証書 (請負人、材料製造所、シーリング施工者連帯保証) は各 2 通提出すること。	152																																									
	シーリング保証書 ※提出する ・提出しない ノンブリードタイプシーリング材の適用 ※使用する ・ 施工箇所 ※ポリウレタン系シーリングで、仕上げ有りの部位 ・仕上げを行わない場合 ()	<table border="1" data-bbox="363 1615 1422 1915"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1615 421 1648"></th> <th data-bbox="424 1615 692 1648">施工箇所</th> <th data-bbox="695 1615 943 1648">シーリング材の種類</th> <th data-bbox="946 1615 1209 1648">目地寸法 (mm)</th> <th data-bbox="1212 1615 1422 1648">保証年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1653 421 1709">・</td> <td data-bbox="424 1653 692 1709">各階打継部分 ひび割れ誘発目地</td> <td data-bbox="695 1653 943 1709"></td> <td data-bbox="946 1653 1209 1709"></td> <td data-bbox="1212 1653 1422 1709">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1713 421 1747">・</td> <td data-bbox="424 1713 692 1747">タイル伸縮目地</td> <td data-bbox="695 1713 943 1747"></td> <td data-bbox="946 1713 1209 1747"></td> <td data-bbox="1212 1713 1422 1747">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1751 421 1785">・</td> <td data-bbox="424 1751 692 1785">ガラスとめ付け</td> <td data-bbox="695 1751 943 1785"></td> <td data-bbox="946 1751 1209 1785"></td> <td data-bbox="1212 1751 1422 1785">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1789 421 1823">・</td> <td data-bbox="424 1789 692 1823">サッシ廻り</td> <td data-bbox="695 1789 943 1823"></td> <td data-bbox="946 1789 1209 1823"></td> <td data-bbox="1212 1789 1422 1823">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1827 421 1861">・</td> <td data-bbox="424 1827 692 1861">金属製パネル</td> <td data-bbox="695 1827 943 1861"></td> <td data-bbox="946 1827 1209 1861"></td> <td data-bbox="1212 1827 1422 1861">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1865 421 1899">・</td> <td data-bbox="424 1865 692 1899">水回り</td> <td data-bbox="695 1865 943 1899"></td> <td data-bbox="946 1865 1209 1899"></td> <td data-bbox="1212 1865 1422 1899">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1904 421 1915">・</td> <td data-bbox="424 1904 692 1915"></td> <td data-bbox="695 1904 943 1915"></td> <td data-bbox="946 1904 1209 1915"></td> <td data-bbox="1212 1904 1422 1915">年</td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	シーリング材の種類	目地寸法 (mm)	保証年限	・	各階打継部分 ひび割れ誘発目地			年	・	タイル伸縮目地			年	・	ガラスとめ付け			年	・	サッシ廻り			年	・	金属製パネル			年	・	水回り			年	・				年		153
	施工箇所	シーリング材の種類	目地寸法 (mm)	保証年限																																								
・	各階打継部分 ひび割れ誘発目地			年																																								
・	タイル伸縮目地			年																																								
・	ガラスとめ付け			年																																								
・	サッシ廻り			年																																								
・	金属製パネル			年																																								
・	水回り			年																																								
・				年																																								
10	<u>シーリング材料及び保証年限の接着性試験</u>	・簡易接着性試験 ・引張接着性試験	156																																									

10章 石工事

項目	特記事項	備考	頁																															
10章 石工事																																		
1 一般事項	※気温 5℃以下になる恐れのある場合は、施工してはならない。																																	
2 天然石張り	石の品質 床用石材 ・ 壁及びその他の石材 ・ 石の種類、表面仕上げ等		159																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>産地・名称</th> <th>仕上の種類</th> <th>石厚 (mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		種類	産地・名称	仕上の種類	石厚 (mm)	施工箇所	・						・						・						・								
	種類	産地・名称	仕上の種類	石厚 (mm)	施工箇所																													
・																																		
・																																		
・																																		
・																																		
3 テラゾ張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種石の種類</th> <th>種石の大きさ</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>仕上の種類</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>大理石の類</td><td>12 mm以下</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>花こう岩の類</td><td>6 mm以下</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		種石の種類	種石の大きさ	厚さ (mm)	仕上の種類	施工箇所	・	大理石の類	12 mm以下				・	花こう岩の類	6 mm以下				・							160							
	種石の種類	種石の大きさ	厚さ (mm)	仕上の種類	施工箇所																													
・	大理石の類	12 mm以下																																
・	花こう岩の類	6 mm以下																																
・																																		
4 壁の石張り工法			163																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">石裏面処理及び裏打ち処理</th> <th rowspan="2">下地ごしらえ</th> <th colspan="3">目地</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・ 外壁湿式工法</td> <td rowspan="2">※行わない ・ 行う</td> <td rowspan="2">※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・</td> <td>・ 一般目地</td> <td>幅 () 深さ ()</td> <td rowspan="2">・セメントモルタル ・シーリング材</td> </tr> <tr> <td>・ 伸縮調整目地</td> <td>幅 () 深さ ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 内壁空積工法</td> <td rowspan="2">※行わない ・ 行う</td> <td rowspan="2">※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法</td> <td>・ 一般目地</td> <td>幅 () 深さ ()</td> <td rowspan="2">・シーリング材 ・</td> </tr> <tr> <td>・ 伸縮調整目地</td> <td>幅 () 深さ ()</td> </tr> <tr> <td>・ 外壁乾式工法</td> <td>※行わない ・ 行う (裏打ち処理のみ)</td> <td>・</td> <td>・ 目地</td> <td>幅 () 深さ ()</td> <td>・シーリング材 ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>外壁乾式工法用金物 ・ スライド方式 ・ ロッキング方式</p>	工法	石裏面処理及び裏打ち処理	下地ごしらえ	目地			種類	寸法	材料	・ 外壁湿式工法	※行わない ・ 行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・	・ 一般目地	幅 () 深さ ()	・セメントモルタル ・シーリング材	・ 伸縮調整目地	幅 () 深さ ()	・ 内壁空積工法	※行わない ・ 行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法	・ 一般目地	幅 () 深さ ()	・シーリング材 ・	・ 伸縮調整目地	幅 () 深さ ()	・ 外壁乾式工法	※行わない ・ 行う (裏打ち処理のみ)	・	・ 目地	幅 () 深さ ()	・シーリング材 ・		163 165 166
工法	石裏面処理及び裏打ち処理				下地ごしらえ	目地																												
		種類	寸法	材料																														
・ 外壁湿式工法	※行わない ・ 行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・	・ 一般目地	幅 () 深さ ()	・セメントモルタル ・シーリング材																													
			・ 伸縮調整目地	幅 () 深さ ()																														
・ 内壁空積工法	※行わない ・ 行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法	・ 一般目地	幅 () 深さ ()	・シーリング材 ・																													
			・ 伸縮調整目地	幅 () 深さ ()																														
・ 外壁乾式工法	※行わない ・ 行う (裏打ち処理のみ)	・	・ 目地	幅 () 深さ ()	・シーリング材 ・																													
5 床及び階段の石張り	床石張りへの適用 ・ 浸透性給水防止剤 ・ 石裏面処理及び裏打ち処理		167																															
6 特殊部位の石張り	石材の取付け工法 ・ 湿式工法 ・ 乾式工法 石材の厚さ (mm) ・ 石裏面処理及び裏打ち処理 ※行わない ・ 行う		168																															

11章 タイル工事

項目	特記事項	備考	頁
1 タイルの種類	<p>11章 タイル工事</p> <p>11.2.2 材料（セメントモルタルによるタイル張り）</p> <p>11.3.2 材料（有機系接着剤によるタイル張り）</p>		172

施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色	
			施ゆう	無ゆう	I類	II類	III類	有	無	有	無	標準	特注
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

2 スロープタイル	※既製品 ・ 特注品										
3 <u>タイルの役物</u>	<p>使用箇所</p> <p>・ 出隅 ・ 入隅 ・ 幅木 ・ まぐさ ・ 窓台</p> <p>製造方法</p> <p>・ 接着成型品 ※一体成型品</p>	内装タイルは、面取りしたものを使用する。	173								
4 <u>タイルの見本焼き及び試験張り</u>	<p>見本焼き</p> <p>・ 行う ・ 行わない</p> <p>試験張り</p> <p>・ 行う ・ 行わない</p>		171								
5 <u>張付け用材料等</u>	・	既製調合モルタルを使用する場合は監督員の承諾を得る。	173								
6 <u>伸縮調整目地及びひびわれ誘発目地</u>	位置及び寸法 ・ 図示	下地のひび割れ誘発目地の位置には伸縮調整目地を設ける。	170								
7 <u>引張接着試験</u>	試験箇所 ※屋外、屋内の吹抜け部分		171								
8 <u>セメントモルタルによるタイル張り</u>	<p>壁タイル張りの工法</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内外装タイル</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>密着張り</u> ・ <u>改良圧着張り</u> </td> </tr> <tr> <td>内装タイル以外のユニットタイル</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マスク張り</u> ・ <u>モザイクタイル張り</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>コンクリート素地面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>MCR 工法</u> ・ <u>目荒し工法（高圧水洗）</u> 	タイルの種類	工 法	内外装タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>密着張り</u> ・ <u>改良圧着張り</u> 	内装タイル以外のユニットタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マスク張り</u> ・ <u>モザイクタイル張り</u> 	<p>密着張りの張付けモルタルは2層に分けて塗り付ける。</p> <p>化粧目地は目地深さに関わらず、目地詰め後に仕上げる。</p>	172		
タイルの種類	工 法										
内外装タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>密着張り</u> ・ <u>改良圧着張り</u> 										
内装タイル以外のユニットタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マスク張り</u> ・ <u>モザイクタイル張り</u> 										
9 <u>有機系接着剤によるタイル張り</u>	<table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内装タイル</td> <td>・ 内装壁タイル接着剤張り</td> </tr> <tr> <td>外装タイル</td> <td>・ 外装壁タイル接着剤張り</td> </tr> <tr> <td>内装タイル以外のユニットタイル</td> <td>・ 外装壁タイル接着剤張り</td> </tr> </tbody> </table>	タイルの種類	工 法	内装タイル	・ 内装壁タイル接着剤張り	外装タイル	・ 外装壁タイル接着剤張り	内装タイル以外のユニットタイル	・ 外装壁タイル接着剤張り	外壁に用いるタイルは、原則として、屋外壁用の外	181
タイルの種類	工 法										
内装タイル	・ 内装壁タイル接着剤張り										
外装タイル	・ 外装壁タイル接着剤張り										
内装タイル以外のユニットタイル	・ 外装壁タイル接着剤張り										

項 目	特 記 事 項	備 考	頁
	目地詰め ・行ふ ・行わない コンクリート素地面 ・ <u>MCR 工法</u> ・ <u>目荒し工法 (高圧水洗)</u>	装壁タイル接着剤 張り専用タイルと する。	

12 章 木工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁												
1 適用除外範囲	<p>・「3 国産木材の活用」における木材の産地指定</p>	<p>WTO 政府調達協定に係る建設工事には適用しない。</p> <p>「地域産木材」とは、兵庫県内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいい、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものをいう。</p> <p>標準仕様書 12.2.1 による。ただし、製材・集成材その他において含水率が規定されているものはその規定による。</p> <p>「県産木材」とは、兵庫県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6 月 12 日兵庫県条例第 19 号）第 2 第 2 号に規定するものをいう。「神戸市産木材」とは、神戸市内の森等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいう。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものとする。</p>													
2 一般事項	<p>※木材の利用にあたっては、「神戸市の建築物等における建築物等における木材利用の促進に関する方針」及び同方針に基づき定める「神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針」に配慮し、地域産木材の積極的な活用に努めること。</p> <p>※木材利用を指定されている部分について、現場条件等により維持管理上、指定された条件以上の配慮が必要な場合は、監督員と協議を行うこと。</p>														
3 木 材	<p>木材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAS 規格による製材 ・ JAS 規格以外の製材 () <p>木材の含水率 ※A 種 ・ B 種</p> <p>造作材の品質 ※A 種 ・ B 種</p> <p>集成材等のホルムアルデヒド放散量</p> <p style="padding-left: 20px;">※屋内に使用する集成材、単板積層材、その他木質建材等のホルムアルデヒド放散量は F☆☆☆☆規格品</p>			184											
4 木材の産地	<p>下表使用箇所について、杉・桧は県産材を原則とし、その他の樹種は国産木材（地域産木材が望ましい）を使用すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">使用箇所</th> <th style="width: 30%;">樹 種</th> <th style="width: 40%;">産 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・杉 ・桧 ・</td> <td>※県産材 ・国産材</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・県産材 ・国産材</td> </tr> </tbody> </table> <p>神戸市産木材の活用</p> <p>木材の利用において JAS 材等の品質や性能等の指定のある部分を除き、神戸市産木材の調達が可能な場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>		使用箇所	樹 種	産 地	・	・杉 ・桧 ・	※県産材 ・国産材	・	・	・県産材 ・国産材		184 184		
使用箇所	樹 種		産 地												
・	・杉 ・桧 ・	※県産材 ・国産材													
・	・	・県産材 ・国産材													
5 樹 種	<p>※下表を標準とし、変更する場合は事前に監督員の承諾を受ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">使用箇所</th> <th style="width: 50%;">材 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>小屋組</td> <td>・はり類 ・松</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・その他 ・杉又は松</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>屋根野地、軒</td> <td>・鼻隠し、破風板 ・杉</td> </tr> </tbody> </table>		使用箇所	材 種	・	小屋組	・はり類 ・松			・その他 ・杉又は松	・	屋根野地、軒	・鼻隠し、破風板 ・杉		
	使用箇所	材 種													
・	小屋組	・はり類 ・松													
		・その他 ・杉又は松													
・	屋根野地、軒	・鼻隠し、破風板 ・杉													

項目	特記事項			備考	頁
	軒まわりその他	・その他	・杉又はひのき		
	・ RC造等の内部間仕切軸組及び床組	・ 間仕切軸組	・ 杉又は松	・	190
		・ 床組	・ 杉又は松	・ ひのき	
	・ 窓、出入口、その他	・ 吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居	※ひのき	・	192
		・ くつずり	※ひのき	・ たも又はしおじ類	
		・ 敷居	※ひのき	・ 松	
		・ その他	・ 松又は杉	・	
	・ 床板張り	・ 下張り用床材	・ 杉又は松	・ 合板	194
		・ 畳下床板	※合板	・	
		・ 床改め口（畳下）	※合板	・	
		・ 床板	・ 板厚 18mm以下（・杉 ・ ）	・ 縁甲板張り（・ひのき ・ ）	
		・ 上がりかまち	・ ひのき	・	
	・ 壁及び天井下地		・ 杉又は松	・	195
	・ 見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台		・ 杉又はつが	・	補
	・ 押入	・ 棚板	※合板（2類）	・	補
		・ その他	・ 杉又はつが	・	
	・ 床の間、階段		・		補
6 表面仕上げ	見え掛り面の表面仕上程度				183
	・ 機械加工 ・ 超自動機械かんな仕上げ ※自動機械かんな仕上げ ・ サンダー掛け仕上げ ・ 手加工				
	造作材	下地材	仕上げ		
	・	・	さか目、かんなまくれがないもの		
	※	・	さか目、かんなまくれがほとんどないもの		
	・	※	多少のさか目、かんなまくれがあるが、のこめが見えないもの		
7 造作用集成材	材質 ※JAS規格による ・ 見付け材面の品質 ※1等 ・ 2等 単材の樹種名及び厚さ				185
	施工箇所	樹種名	厚さ(mm)		
	手摺		10~15		
8 化粧ばり造作用集成材	材質 ※JAS規格による ・ 見付け材面の品質 ※1等 ・ 2等 化粧単材の樹種名及び厚さ				185
	施工箇所	樹種名	厚さ(mm)		
	柱		1.2以上		
	敷居、かまち及び階段板の上面		・ 1.5以上 ・ 3.0以上		
9 造作用単板積層材	※JAS規格による 表面の品質 ※天然木化粧加工 ・				186

項目	特記事項	備考	頁																																				
10 直交集成板	<p>※JAS 規格による 強度等級 ・ 種別 ・ A 種構成 ・ B 種構成 接着性能 (使用環境) ・ 使用環境 A ・ 使用環境 B ・ 使用環境 C 樹種名 ・ 寸法 厚さ ・ 幅 ・</p>		186																																				
11 合板等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>接着の程度</th> <th>品質等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・普通合板</td> <td>※5.5 ・</td> <td>※1 類 ・</td> <td>広葉樹 2 等又は針葉樹 C-D</td> </tr> <tr> <td>・構造用合板</td> <td>※12 ・</td> <td>※1 類 ・特類</td> <td>等級：2 級以上 品質：C-D</td> </tr> <tr> <td>・パーティクルボード</td> <td>※15 ・</td> <td>・</td> <td>13P タイプ又は 13M タイプ</td> </tr> <tr> <td>・構造用パネル</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>曲げ強さ：13 タイプ 耐水性：MR1(M)又は MR2(P)タイプ</td> </tr> <tr> <td>・化粧ばり構造用合板</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・天然木化粧合板</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・特殊加工化粧合板</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・MDF</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	樹種	厚さ (mm)	接着の程度	品質等	・普通合板	※5.5 ・	※1 類 ・	広葉樹 2 等又は針葉樹 C-D	・構造用合板	※12 ・	※1 類 ・特類	等級：2 級以上 品質：C-D	・パーティクルボード	※15 ・	・	13P タイプ又は 13M タイプ	・構造用パネル	・	・	曲げ強さ：13 タイプ 耐水性：MR1(M)又は MR2(P)タイプ	・化粧ばり構造用合板	・	・		・天然木化粧合板	・	・		・特殊加工化粧合板	・	・		・MDF	・	・			187
樹種	厚さ (mm)	接着の程度	品質等																																				
・普通合板	※5.5 ・	※1 類 ・	広葉樹 2 等又は針葉樹 C-D																																				
・構造用合板	※12 ・	※1 類 ・特類	等級：2 級以上 品質：C-D																																				
・パーティクルボード	※15 ・	・	13P タイプ又は 13M タイプ																																				
・構造用パネル	・	・	曲げ強さ：13 タイプ 耐水性：MR1(M)又は MR2(P)タイプ																																				
・化粧ばり構造用合板	・	・																																					
・天然木化粧合板	・	・																																					
・特殊加工化粧合板	・	・																																					
・MDF	・	・																																					
12 堅木	<p>樹種 ・なら ・けやき ・ぶな ・さくら ・しおじ ・ 使用箇所 ・</p>																																						
13 銘木	<p>・真物 ・貼物 樹種 ・ 使用箇所 ・</p>																																						
14 接着剤	<p>※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ※接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。</p>		188																																				
15 防腐・防蟻処理	<p>・防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材 ・工場における薬剤の加圧注入処理等 性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 適用箇所 ※屋根下地等瓦棧・登り淀・広小舞 ※防腐処理を行う場合は、鉄筋コンクリート造、組積造等の最下階等における床束、大引受及び根太掛の各部材で、コンクリート、ブロックの類に接する部分。土間スラブの類及びその周辺のコンクリートに接する土台、転ばし大引及び転ばし根太等の各部材全面。ただし、保存処理木材 (加工部分を除く)、他の塗装を行う部分、仕上げに支障となる部分及び接着剤を使用する部分を除く。 ・その他 () ・薬剤の塗布等による処理 ・ JIS K 1571 に適する表面処理用木材保存剤 ・同等の保存処理性能 () ・付属書 A (規定) 表面処理用木材保存剤による処理の適用 薬剤の種類 ・ (適用部材：) ・ボード原料接着剤への薬剤混入による処理 ・合板等の加圧注入処理等 性能区分 ※K3 ・</p>	<p>JAS 1083 (製材) に定める”保存処理の性能区分”</p>	189																																				

項目	特記事項	備考	頁
16 <u>防虫処理</u>	防虫処理材（非有機リン系）	ラワン材を使用する場合は「広葉樹製材のJAS規格」の <u>保存処理 K1</u> とする。	190
17 <u>幅木、廻り縁等の工法</u>	・A工法 ※B工法		補

13 章 屋根及びとい工事

項目	特記事項	備考	頁
<p>1 <u>長尺金属板葺</u></p>	<p>13 章 屋根及びとい工事</p> <p>材種 ※塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯</p> <p>板厚 (mm) ※0.4</p> <p>屋根葺形式 ・心木なし瓦棒葺 ・たて平葺 ・横葺</p> <p>工法</p> <p>下葺材料 ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般 ・複層基材 ・粘着層付)</p> <p>横葺のけらば処理 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め</p>	<p>葺板、軒先包み板の類の端部、小口及び切断面等の防錆処理を十分に行う。</p>	<p>197 197 200 201</p>
<p>2 <u>折板葺</u></p>	<p>形式による区分 ※重ね形又ははげ締め形</p> <p>材料 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板</p> <p>板厚 (mm)</p> <p>寸法 (mm) 山高 () 山ピッチ ()</p> <p>軒先面戸板 ※有 ・無</p> <p>断熱材 ・無 ・有 (材種等)</p> <p>建築基準法に基づく風圧力に対応した工法</p> <p>耐雪性能に対応した工法</p>		<p>202</p>
<p>3 <u>とい</u></p>	<p>材種 縦とい ・配管用鋼管 ※硬質塩化ビニル管 (・カラー)</p> <p>軒とい ・アスファルト被覆鋼板</p> <p>鋼管製といの防露 ※行う ・行わない</p> <p>施工箇所 ※標準仕様書表 13.5.4 による</p> <p>掃除口 ・有 ・無</p> <p>飾ります ※塩ビ ・銅板</p> <p>とい受け金物 ※ステンレス製 ・亜鉛めっき鋼板製</p>	<p>行わない場合は、13.5.3 (1) (イ) は不要。</p>	<p>206 208</p>
<p>4 <u>洋がわら葺</u></p>	<p>形状 ※S 形がわら</p> <p>区分 ※ゆう葉がわら ・塩焼がわら</p> <p>工法 ・補足共通仕様書 13.6.1 による ・特殊工法 ()</p>	<p>止付用穴付</p>	<p>補</p>
<p>5 <u>ルーフトレイン</u></p>	<p>・ステンレス製 (・プレス製 ・鋳鋼製) ・鋳鉄製</p>		

14 章 金属工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																																																				
1 共通事項	<p>14 章 金属工事</p> <p>※見切縁、水切等のステンレス、鉄及びアルミの切断面部分は、サンダー掛けにより丸面に仕上げる。 <u>あと施工アンカーの引張試験（標準仕様書 14.1.3 による）</u> ・行う ・行わない</p>		210																																																				
2 ステンレスの材質及び表面仕上げ	<p>※SUS304</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 65%;">施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>No.2B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>HL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>バフ (#400)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 別	施 工 箇 所	・	No.2B		・	HL		※	バフ (#400)		・																																									
	種 別	施 工 箇 所																																																					
・	No.2B																																																						
・	HL																																																						
※	バフ (#400)																																																						
・																																																							
3 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 35%;">表 面 処 理</th> <th style="width: 45%;">施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>AB-1 種</td> <td>無着色陽極酸化被膜</td> <td>笠木</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>AB-2 種</td> <td>着色陽極酸化被膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>AC-1 種</td> <td>無着色陽極酸化被膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>AC-2 種</td> <td>着色陽極酸化被膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BA-1 種</td> <td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BA-2 種</td> <td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BB-1 種</td> <td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td>笠木</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BB-2 種</td> <td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BC-1 種</td> <td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BC-2 種</td> <td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>C 種</td> <td>化成皮膜の上に塗装 (注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>陽極酸化皮膜の着色方法 ・二次電解着色</p>		種 別	表 面 処 理	施 工 箇 所	・	AB-1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	・	AB-2 種	着色陽極酸化被膜		・	AC-1 種	無着色陽極酸化被膜		・	AC-2 種	着色陽極酸化被膜		・	BA-1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BA-2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BB-1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	・	BB-2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC-1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC-2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	C 種	化成皮膜の上に塗装 (注)		・				<p><u>JIS H 8601</u> (アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜)</p> <p><u>JIS H 8602</u> (アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜)</p> <p><u>JIS H 4001</u> (アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条)</p> <p>アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は 2 コート、2 ベーク。</p>	212
	種 別	表 面 処 理	施 工 箇 所																																																				
・	AB-1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木																																																				
・	AB-2 種	着色陽極酸化被膜																																																					
・	AC-1 種	無着色陽極酸化被膜																																																					
・	AC-2 種	着色陽極酸化被膜																																																					
・	BA-1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BA-2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BB-1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木																																																				
・	BB-2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BC-1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BC-2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	C 種	化成皮膜の上に塗装 (注)																																																					
・																																																							
4 鉄鋼の亜鉛めっき	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">表面処理方法</th> <th style="width: 55%;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熔融亜鉛めっき</td> <td>・ A 種 ・ B 種 ・ C 種</td> </tr> <tr> <td>電気亜鉛めっき</td> <td>・ D 種 ・ E 種 ・ F 種</td> </tr> </tbody> </table>	表面処理方法	種 別	熔融亜鉛めっき	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種	電気亜鉛めっき	・ D 種 ・ E 種 ・ F 種		213																																														
表面処理方法	種 別																																																						
熔融亜鉛めっき	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種																																																						
電気亜鉛めっき	・ D 種 ・ E 種 ・ F 種																																																						
5 軽量鉄骨天井下地	<p>屋外の軒、ピロティ等の天井の耐風圧性を考慮した補強</p> <p>・</p> <p>※天井内配管類及びダクト、天井点検口等により、野縁受けを吊れない場合には、野縁受けの断面を大きくするか又は補強用チャンネル、アングル等を用いて十分補強を行う。 天井下地材における耐震性を考慮した補強</p> <p>・</p>	<p>つりボルトは配管類及びダクト等とは絶縁して取り付ける。</p>	214																																																				
6 軽量鉄骨壁下地	<p>・</p>		217																																																				
7 金属成形板張り	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">材 種</th> <th style="width: 40%;">・アルミニウム</th> <th style="width: 50%;">・</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 法</td> <td>・押出し ・プレス</td> <td>・押出し ・プレス</td> </tr> </tbody> </table>	材 種	・アルミニウム	・	製 法	・押出し ・プレス	・押出し ・プレス		218																																														
材 種	・アルミニウム	・																																																					
製 法	・押出し ・プレス	・押出し ・プレス																																																					

項目	特記事項		備考	頁
8 <u>アルミニウム製 笠木</u>	表面処理	・ロール ・ロール	表 14.2.1 による。	219
	伸縮調整継手 ・設ける ※設けない 部材の種類 ・ 250 形 ・ 300 形 ・ 350 形 各部の役物 ※笠木本体製造所の仕様とする。 笠木本体の材料の表面処理 ・			
9 金属製床下地	・			

15 章 左官工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																																				
	15 章 左官工事																																						
1 <u>モルタル塗り</u>	モルタル ・現地調合材料 ・既調合材料 () 床の目地 目地割 ※2 m ² 程度 (最大目地間隔 3m 程度) ・ 種類 ※押し目地 ・		227 232																																				
2 <u>床コンクリート直均し仕上げ</u>	施工箇所 ※一般の床、倉庫、車庫、通路 ・塗り物、敷物、張り物等の下地 ・防水の下地		234																																				
3 <u>セルフレベルング材塗り</u>	種類 ・セメント系 ・せっこう系 厚さ ※ 10 mm ・		235																																				
4 <u>仕上塗材仕上げの 下地調整</u>	※ポリマーセメントモルタル (JIS A 6203 による接着剤を混入したモルタル) にてつけて送り。	コンクリート面の著しい不陸等の調整に適用する。	242																																				
5 <u>内装仕上塗材</u>	※仕上塗材のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆規格品とする。		237																																				
6 <u>薄付仕上塗材仕上げ</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">呼 び 名</th> <th style="width: 33%;">仕 上 げ の 形 状</th> <th style="width: 34%;">工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 外装薄塗材 Si</td> <td>・ 砂壁状</td> <td>・ 吹付け</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形外装薄塗材 Si</td> <td>・ ゆず肌状</td> <td>・ こて塗り</td> </tr> <tr> <td>・ 外装薄塗材 E</td> <td>・ さざ波状</td> <td>・ ローラー塗り</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形外装薄塗材 E</td> <td>・ 平たん状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 防水形外装薄塗材 E</td> <td>・ 凹凸状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 外装薄塗材 S</td> <td>・ 着色骨材砂壁状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装薄塗材 C</td> <td>・ 砂壁状じゅらく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装薄塗材 L</td> <td>・ 京壁状じゅらく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装薄塗材 Si</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装薄塗材 E</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装薄塗材 W</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	・ 外装薄塗材 Si	・ 砂壁状	・ 吹付け	・ 可とう形外装薄塗材 Si	・ ゆず肌状	・ こて塗り	・ 外装薄塗材 E	・ さざ波状	・ ローラー塗り	・ 可とう形外装薄塗材 E	・ 平たん状		・ 防水形外装薄塗材 E	・ 凹凸状		・ 外装薄塗材 S	・ 着色骨材砂壁状		・ 内装薄塗材 C	・ 砂壁状じゅらく		・ 内装薄塗材 L	・ 京壁状じゅらく		・ 内装薄塗材 Si			・ 内装薄塗材 E			・ 内装薄塗材 W				238
呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法																																					
・ 外装薄塗材 Si	・ 砂壁状	・ 吹付け																																					
・ 可とう形外装薄塗材 Si	・ ゆず肌状	・ こて塗り																																					
・ 外装薄塗材 E	・ さざ波状	・ ローラー塗り																																					
・ 可とう形外装薄塗材 E	・ 平たん状																																						
・ 防水形外装薄塗材 E	・ 凹凸状																																						
・ 外装薄塗材 S	・ 着色骨材砂壁状																																						
・ 内装薄塗材 C	・ 砂壁状じゅらく																																						
・ 内装薄塗材 L	・ 京壁状じゅらく																																						
・ 内装薄塗材 Si																																							
・ 内装薄塗材 E																																							
・ 内装薄塗材 W																																							
7 <u>厚付仕上塗材仕上げ</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">呼 び 名</th> <th style="width: 33%;">仕 上 げ の 形 状</th> <th style="width: 34%;">工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 外装厚塗材 C</td> <td>・ 吹放し</td> <td>・ 吹付け</td> </tr> <tr> <td>・ 外装厚塗材 Si</td> <td>・ 凸部処理</td> <td>・ こて塗り</td> </tr> <tr> <td>・ 外装厚塗材 E</td> <td>・ 平たん状</td> <td>・ ローラー塗り</td> </tr> <tr> <td>・ 内装厚塗材 C</td> <td>・ 凹凸状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装厚塗材 L</td> <td>・ ひき起こし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装厚塗材 G</td> <td>・ かき落し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装厚塗材 Si</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 内装厚塗材 E</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	・ 外装厚塗材 C	・ 吹放し	・ 吹付け	・ 外装厚塗材 Si	・ 凸部処理	・ こて塗り	・ 外装厚塗材 E	・ 平たん状	・ ローラー塗り	・ 内装厚塗材 C	・ 凹凸状		・ 内装厚塗材 L	・ ひき起こし		・ 内装厚塗材 G	・ かき落し		・ 内装厚塗材 Si			・ 内装厚塗材 E				239									
呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法																																					
・ 外装厚塗材 C	・ 吹放し	・ 吹付け																																					
・ 外装厚塗材 Si	・ 凸部処理	・ こて塗り																																					
・ 外装厚塗材 E	・ 平たん状	・ ローラー塗り																																					
・ 内装厚塗材 C	・ 凹凸状																																						
・ 内装厚塗材 L	・ ひき起こし																																						
・ 内装厚塗材 G	・ かき落し																																						
・ 内装厚塗材 Si																																							
・ 内装厚塗材 E																																							
8 <u>複層仕上塗材仕上げ</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">呼 び 名</th> <th style="width: 55%;">仕 上 げ の 形 状 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 複層塗材 CE</td> <td>仕上げの形状</td> </tr> <tr> <td>・ 複層塗材 RE</td> <td>・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状</td> </tr> <tr> <td>・ 複層塗材 Si</td> <td>仕上げの工法</td> </tr> <tr> <td>・ 複層塗材 E</td> <td>・ 吹付け ・ ローラー塗り</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形複層塗材 CE</td> <td>耐候性 ※耐候形 3 種 ・</td> </tr> <tr> <td>・ 防水形複層塗材 CE</td> <td>上塗材</td> </tr> <tr> <td>・ 防水形複層塗材 RE</td> <td>溶媒 ※水系 ・</td> </tr> <tr> <td>・ 防水形複層塗材 E</td> <td>樹脂 ※アクリル系 ・アクリルシリコン系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック</td> </tr> </tbody> </table>	呼 び 名	仕 上 げ の 形 状 等	・ 複層塗材 CE	仕上げの形状	・ 複層塗材 RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状	・ 複層塗材 Si	仕上げの工法	・ 複層塗材 E	・ 吹付け ・ ローラー塗り	・ 可とう形複層塗材 CE	耐候性 ※耐候形 3 種 ・	・ 防水形複層塗材 CE	上塗材	・ 防水形複層塗材 RE	溶媒 ※水系 ・	・ 防水形複層塗材 E	樹脂 ※アクリル系 ・アクリルシリコン系		外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック		240																
呼 び 名	仕 上 げ の 形 状 等																																						
・ 複層塗材 CE	仕上げの形状																																						
・ 複層塗材 RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状																																						
・ 複層塗材 Si	仕上げの工法																																						
・ 複層塗材 E	・ 吹付け ・ ローラー塗り																																						
・ 可とう形複層塗材 CE	耐候性 ※耐候形 3 種 ・																																						
・ 防水形複層塗材 CE	上塗材																																						
・ 防水形複層塗材 RE	溶媒 ※水系 ・																																						
・ 防水形複層塗材 E	樹脂 ※アクリル系 ・アクリルシリコン系																																						
	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック																																						

項目	特記事項		備考	頁
9 軽量骨材仕上塗材	呼 び 名			240
	・ 吹付用軽量塗材	砂壁状		
	・ こて塗用軽量塗材	平たん状		
10 軽量骨材仕上塗材吹付け	塗り厚 (mm) ※30 ・ ※3 回塗りとする		パーライトは <u>JIS A 5007</u> 。防水剤、添加剤を使用する場合は監督員承諾による。	補
10 <u>モルタルポンプ工法</u>	補足標準仕様書 15 章 12 節 工法 ・ こて押え仕上げ ・ 吹付け仕上げ (回吹付 mm厚)			
11 <u>コンクリート下地処理用接着剤</u>	種 別			
	・ アクリル酸エステル系	使用箇所		
	・ エチレン酢ビ系	仕上げの形状		
	・ エポキシ系			
	・			
12 <u>マスチック塗材塗り</u>	マスチック塗材塗り ・ A 種 ・ B 種			248
13 <u>ロックウール吹付け</u>	仕上げ吹付け厚さ ・		吸音・断熱を目的とした半乾式工法・乾式工法が対象。	267

項目	特記事項	備考	頁
7 鋼製建具	種別 ・T-1種 ・T-2種 断熱ドアセット、サッシ (断熱性の等級) 種別 ・H-4種 ・H-5種 ・H-6種 ・H-7種 ・H-8種 日射熱取得性の等級 ・ ガラス ※複層ガラス ・ 性能及び構造 ※JIS 規格による ・ 外部に面する鋼製建具の耐風圧性能 ・S-4 ・S-5 ・S-6 めっきの最小付着量 (両面) ・溶融亜鉛めっき鋼板 (化成皮膜処理を行ったもの) ※Z12 又は F12 (120 g/m ²) 以上 ・ 鋼板の厚さ ※標準仕様書表 16.4.2 による ・ 簡易気密型ドアセット ・気密性 A-3 ・ ・水密性 W-1 ・ 防音ドアセット、サッシ (遮音性の等級) ・T-1 ・T-1 ・T-3 ・T-4		275 275 275 276
8 鋼製軽量建具	性能及び構造 ※JIS 規格による ・ 鋼板の種別 ・表面処理亜鉛めっき鋼板又は表面処理鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム押出型材 簡易気密型ドアセット ・気密性 A-3 ・ 鋼板類の厚さ ※標準仕様書表 16.5.1 による ・	JIS による試験値とする。 JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット)	279 279
9 ステンレス製建具	性能及び構造 ※JIS 規格による ・ ステンレス鋼板 ※SUS304 ・SUS430J1L ※SUS443J1 表面仕上げ ・鏡面 ・バフ () ・HL	JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット)	
10 木製建具	曲げ加工 ・普通曲げ ・角出し曲げ 建具材の加工、組立て時の含水率の種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・ 代用樹種を適用しない箇所 ・ 表面材の品質等 ホルムアルデヒドの放散量 ※合板類、MDF 及び接着剤はF☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。 接着剤 ※接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 かまち戸の樹種 かまち ・ 鏡板 ・ ふすまの上張りの種類 ・I型 ・II型 フラッシュ戸の表面板の厚さ	フラッシュ戸の心材の中骨、上下棧及び中棧には空気穴を適正に設ける。 283 283 284 284 286 286	283 283 284 284 286 286

項目	特記事項	備考	頁											
11 建具用金物	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書表 16.7.6 による ・枠、くつずりの材料 <p>建具製作所仕様以外の金物</p> <ul style="list-style-type: none"> ※建具表による マスターキー <ul style="list-style-type: none"> ・製作する ・製作しない ・マスターキーの系統 (系統) <p>ドアクローザのディレードアクション (遅延閉) の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・する ・しない (使用場所) <p>指定建物錠の防犯性能の適用 ※する <ul style="list-style-type: none"> ・しない <p>耐ピッキング性能 ・5 分未満 ・5 分以上 ※10 分以上</p> <p>耐鍵穴壊し性能 ・5 分未満 ・5 分以上 ※10 分以上</p> <p>耐サムターン回し性能 ・なし (5 分未満) ※あり (5 分以上)</p> <p>耐カム送り解錠性能 ・なし (5 分未満) ※あり (5 分以上)</p> <p>耐こじ破り性能 ・なし (5 分未満) ※あり (5 分以上)</p> <p>出荷時の子鍵本数 ※3 本 ・ 本</p> </p>	<p>マスターキーの製作については施設管理者及び監督員と協議する。</p> <p>指定建物錠とは、建物の外部出入口用に用いるシリンダー錠・シリンダー・サムターンが該当。</p>	290											
12 自動ドア開閉装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>材 質</th> <th>開閉方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・引き戸用駆動装置</td> <td>・SSLD-1</td> <td rowspan="2">片引き</td> </tr> <tr> <td>・SSLD-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・多機能トイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置</td> <td>・DSL D-1</td> <td rowspan="2">引分け</td> </tr> <tr> <td>・DSL D-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き戸用検出装置の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波 ・光線 (反射) ・音波 ・熱線 ・光電 ・タッチ ・押しボタン ・多機能トイレ <p>凍結防止装置 ・有り ・無し</p>	種 別	材 質	開閉方式	・引き戸用駆動装置	・SSLD-1	片引き	・SSLD-2	・多機能トイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置	・DSL D-1	引分け	・DSL D-2	<p>補助センサを併用する。</p>	294
種 別	材 質	開閉方式												
・引き戸用駆動装置	・SSLD-1	片引き												
	・SSLD-2													
・多機能トイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置	・DSL D-1	引分け												
	・DSL D-2													
13 自閉式上吊り引戸装置	<p>性能 ※標準仕様書表 16.10.1 による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 		299											
14 重量シャッター	<p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター <p>耐風圧性能 (管理用シャッター又は外壁用防火シャッターの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 ・80 ・120 <p>開閉方式 ※上部電動式 (手動併用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部手動式 <p>安全装置</p> <p>電動式シャッター</p> <p>急降下制動装置又は急降下停止装置等</p> <p>設置個所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>危害防止機構 ※危害防止装置</p> <p>設置個所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッター</p> <p>危害防止機構 ※危害防止装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可動座板式 <p>設置個所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>シャッターケース ※設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設けない 	<p>JIS A 4705 (重量シャッター構成部材)</p> <p>防煙シャッターは、国土交通大臣認定品とする。</p> <p>平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号に適合するもの</p>	299 300											
15 軽量シャッター	<p>開閉形式 ※手動式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>耐風圧性能 ・50 ・65 ・80</p> <p>スラットの材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 	<p>JIS A 4704 (軽量シャッター構成部材)</p> <p>JIS G 3312</p>	302 303											

項目	特記事項	備考	頁										
16 <u>パイプシャッター</u>	スラットの形状 <ul style="list-style-type: none"> ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 	(溶融亜鉛メッキ鋼板及び鋼帯) JIS G 3322 (塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき 鋼板及び鋼帯)	304										
	開閉機能 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) 材質 ・ステンレス ・スチール 機構、工法 ※標準仕様書 1 2 節軽量シャッターを準用 (スラット部分を除く)	パイプ間隔 70 mm 格子間隔 500 mm パイプ外径 (シャッター内法<3m) 13 mm (3m≤内法<6m) 16 mm (6m≤内法) 19 mm											
17 <u>オーバーヘッドドア</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">セクション材料による区別</th> <th style="background-color: #cccccc;">開閉方式による種類</th> <th style="background-color: #cccccc;">収納形式による区分</th> <th style="background-color: #cccccc;">ガイドレールの材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ </td> <td> ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 </td> <td> ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形 </td> <td> ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 </td> </tr> </tbody> </table>	セクション材料による区別	開閉方式による種類	収納形式による区分	ガイドレールの材料	※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板		305		
	セクション材料による区別	開閉方式による種類	収納形式による区分	ガイドレールの材料									
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板										
耐風圧性能 ・50 ・75 ・100 ・125 ガラスの種類 ※建具表による ・ ※外部に面する網入りガラス等の小口全周はサンダー掛けによりワイヤーをカットした上で防錆塗料等により防錆処理をし、下側ガラス溝に排水用水抜き穴を設ける。 ガラス溝の寸法、形状等 ※建具の製造所の仕様による	JIS A 4715 (オーバーヘッドドア構成部材)												
19 <u>ガラス留め材</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">建具の種類</th> <th style="background-color: #cccccc;">材 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td> ・シーリング材 ※ガスケット ・パテ (・1 種 ※2 種) </td> </tr> <tr> <td>鋼 製</td> <td> ※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) </td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td> ※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) </td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td>※パテ (木製用)</td> </tr> </tbody> </table>	建具の種類	材 質	アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット ・パテ (・1 種 ※2 種)	鋼 製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種)	ステンレス製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種)	木 製	※パテ (木製用)	はめ殺し、アルミプレート及び網入りガラスとめ材はシーリング材とする。 シーリング材については、標準仕様書表 9.7.1 による。 金属製建具用パテは JIS A 5752 による。	306
	建具の種類	材 質											
	アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット ・パテ (・1 種 ※2 種)											
	鋼 製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種)											
	ステンレス製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種)											
木 製	※パテ (木製用)												
20 <u>ガラスブロック積み</u>	力骨 ※SUS304、φ 5.5 mmのはしご形状複筋及び単筋 伸縮調整目地 ※6m 以下ごとに 10~25 mm ・ ガラスの色 ・無色 ・着色 模様による種類 ・拡散ガラスブロック ・指向ガラスブロック		307										

17 章 カーテンウォール工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁
1 <u>メタルカーテンウォール</u>	<p>17 章 カーテンウォール工事</p> <p>金属材料の種類 ※アルミニウム製 ・</p> <p>シーリング材の種類</p> <p>・</p> <p>ガラス取付け材料</p> <p>・シーリング ()</p> <p>・構造ガスケット (※図示)</p> <p>断熱材の種類 ・</p> <p>製品の見え掛り部分の仕上げ</p> <p>・</p>	<p>性能の確認は、性能値を示す資料により、監督員の承諾を受ける。</p>	310
2 <u>PCカーテンウォール</u>	<p>コンクリート</p> <p>・普通コンクリート ・軽量コンクリート</p> <p>シーリング材の種類</p> <p>・</p> <p>耐火目地材</p> <p>・</p> <p>断熱材の種類 ・</p> <p>PC カーテンウォールの仕上げ ・</p>	<p>性能の確認は、性能値を示す資料により、監督員の承諾を受ける。</p>	311
			313

18章 塗装工事

項目	特記事項	備考	頁																
	18章 塗装工事																		
1 塗料	※屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆規格品とする。又、トルエンやキシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。																		
2 塗装面の素地ごしらえ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装面の種類</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>・A種 ・B種 ※C種 耐候性塗料塗りの場合 ※B種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>・A種 ・B種 耐候性塗料塗りの場合 ※A種</td> </tr> <tr> <td>モルタル、せっこうプラスチック</td> <td>・A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル</td> <td>・A種 ※B種 耐候性塗料塗りの場合 ※A種</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板</td> <td>・A種 ・B種 耐候性塗料塗りの場合 ※B種</td> </tr> <tr> <td>せっこうその他のボード</td> <td>継目処理工法の場合 ※A種 ・B種 その他の場合 ・A種 ※B種</td> </tr> </tbody> </table>	塗装面の種類	種別	木部	・A種 ・B種	鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種 耐候性塗料塗りの場合 ※B種	亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種 耐候性塗料塗りの場合 ※A種	モルタル、せっこうプラスチック	・A種 ※B種	コンクリート、ALCパネル	・A種 ※B種 耐候性塗料塗りの場合 ※A種	押出成形セメント板	・A種 ・B種 耐候性塗料塗りの場合 ※B種	せっこうその他のボード	継目処理工法の場合 ※A種 ・B種 その他の場合 ・A種 ※B種		319 321 321 322 323 324 325
塗装面の種類	種別																		
木部	・A種 ・B種																		
鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種 耐候性塗料塗りの場合 ※B種																		
亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種 耐候性塗料塗りの場合 ※A種																		
モルタル、せっこうプラスチック	・A種 ※B種																		
コンクリート、ALCパネル	・A種 ※B種 耐候性塗料塗りの場合 ※A種																		
押出成形セメント板	・A種 ・B種 耐候性塗料塗りの場合 ※B種																		
せっこうその他のボード	継目処理工法の場合 ※A種 ・B種 その他の場合 ・A種 ※B種																		
3 鉄鋼面の錆止め塗料の種別	屋外 ※A種 屋内 ※A種 ・B種 () DP塗り 1回目 C種、2・3回目 D種 EP-G塗り (屋内) ・A種 ※B種 ()		326																
4 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別	※A種 ・B種 ・C種 DP塗り ※B種 EP-G塗り (屋内) ※C種		326																
5 鉄鋼面の錆止め塗料塗り	見え掛り ※A種 ・B種 見え隠れ ・A種 ※B種 DP塗り ※標準仕様書 表 18.3.4による		327																
6 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗り	鋼製建具 ※A種 ・B種 その他 ・A種 ※B種 DP塗り ※標準仕様書 表 18.3.6による		329																
7 合成樹脂調合ペイントの種別	※1種 ・2種 <u>JIS K 5516</u> (合成樹脂調合ペイント)	略号：SOP	330																
8 木部の合成樹脂調合ペイント塗り	屋外 ※A種 ・B種 屋内 ・A種 ※B種		330																
9 鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り	・A種 ※B種		330																
10 クリヤラッカー塗り	・A種 ※B種 <u>JIS K 5531</u> (ニトロセルロースラッカー) A種の場合の着色塗料 ・	略号：CL	331																
11 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	・A種 ※B種 <u>JIS K 5670</u> (アクリル樹脂系非水分散形塗料)	略号：NAD	333																
12 鉄鋼面の耐候性	・1級 ・2級 ・3級 <u>JIS K 5659</u> (鋼構造物用耐候性塗料)	略号：DP	334																

項目	特記事項	備考	頁
塗料塗り及び亜鉛めっき鋼面の耐侯性塗料塗り			335
13 <u>コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐侯性塗料塗り</u>	・A種 ・B種 ・C種 <u>JIS K 5658</u> (建築用耐侯性上塗り塗料)		336
14 <u>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</u>	・木部 (屋内) ・鉄鋼面 (屋内) ・A種 ※B種 ・亜鉛めっき鋼面 (屋内) ・上記以外 ・A種 ※B種 <u>JIS K 5660</u> (つや有合成樹脂エマルジョンペイント)	略号: EP-G	338 338 339 337
15 <u>合成樹脂エマルジョンペイント塗り</u>	・A種 ※B種 <u>JIS K 5663</u> (合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー)	略号: EP	339
16 <u>ウレタン樹脂ワニス塗り</u>	・A種 ※B種 着色 ・あり ・なし	略号: UC	340
17 <u>屋外の木材保護塗料塗り</u>	・A種 ※B種	略号: WP	341
18 <u>その他の塗装</u>	・ <u>ステイン塗り</u> ・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り (OS) () ・	略号: OS	341

19 章 内装工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																
	19 章 内装工事																		
1 一般事項	<p>※内装材（接着剤共）で、「告示対象建材」（一般共通事項 22 室内空気汚染対策による。）は、F☆☆☆☆規格品とする。</p> <p>※ビニル床シート・床タイル張り及びビニル幅木の接着剤は水性形とする。但し湿気及び水の影響を受けやすい箇所及びゴムタイル張りはウレタン樹脂系接着剤とする。</p> <p>※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>																		
2 <u>ビニル床シート張り</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">記号</th> <th style="width: 40%;">色 柄</th> <th style="width: 20%;">厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※複層ビニル床シート</td> <td>FS</td> <td>・ 無地 ・ マーブル</td> <td>※2.0 ・ 2.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・ クッションフロア</td> <td>KS</td> <td>・</td> <td>・ 1.8 ・ 2.3 ・ 3.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>工法 ・ 突付け ※熱溶接</p>	種 類	記号	色 柄	厚 さ (mm)	※複層ビニル床シート	FS	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・ 2.5 ・	・ クッションフロア	KS	・	・ 1.8 ・ 2.3 ・ 3.5 ・	・				JIS A 5705（ビニル系床材）	342
種 類	記号	色 柄	厚 さ (mm)																
※複層ビニル床シート	FS	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・ 2.5 ・																
・ クッションフロア	KS	・	・ 1.8 ・ 2.3 ・ 3.5 ・																
・																			
3 <u>ビニル床タイル及びゴム床タイル張り</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">種 類</th> <th style="width: 20%;">色 柄</th> <th style="width: 40%;">厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※コンポジションビニル床タイル (KT) (・半硬質 ・軟質)</td> <td>・ 無地 ・ マーブル</td> <td>※2.0 ・</td> </tr> <tr> <td>・ 複層ビニル床タイル (FT)</td> <td>・ 無地 ・ マーブル</td> <td>※2.0 ・</td> </tr> <tr> <td>・ ゴム床タイル</td> <td>・</td> <td>・ 4 ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>ゴム床タイル用接着剤 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合 主成分による区分 ・ 施工箇所 ・</p>	種 類	色 柄	厚 さ (mm)	※コンポジションビニル床タイル (KT) (・半硬質 ・軟質)	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・	・ 複層ビニル床タイル (FT)	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・	・ ゴム床タイル	・	・ 4 ・	JIS A 5705（ビニル系床材）	342				
種 類	色 柄	厚 さ (mm)																	
※コンポジションビニル床タイル (KT) (・半硬質 ・軟質)	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・																	
・ 複層ビニル床タイル (FT)	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・																	
・ ゴム床タイル	・	・ 4 ・																	
4 <u>特殊機能床材</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帯電防止床シート張り 種類 ・ (施工箇所) 性能 ・ 厚さ ・ ・ 帯電防止床タイル張り 種類 ※コンポジションビニル床タイル (施工箇所) ・ (施工箇所) 性能 体積抵抗値 1.0×10⁹ Ω 厚さ ・ 2.0 mm ・ 4.0 又は 4.5 mm ・ 防滑性床シート 種類 ・ (施工箇所) 厚さ ・ ・ 防滑性床タイル 種類 ・ (施工箇所) 厚さ ・ 寸法 ・ ・ 視覚障害者用床タイル <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">形 状</th> <th style="width: 70%;">仕様及び厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※JIS型</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合成ゴム貼付用 (・ 2 ・) ・ 合成ゴム埋込用 (・ 25 ・) ・ 合成ゴム裏面 CON (・ 30 ・) ・ 磁器質タイル (・ 15 ・) ・ コンクリート (・ 15 ・ 25 ・ 30 ・) </td> </tr> </tbody> </table>	形 状	仕様及び厚さ (mm)	※JIS型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合成ゴム貼付用 (・ 2 ・) ・ 合成ゴム埋込用 (・ 25 ・) ・ 合成ゴム裏面 CON (・ 30 ・) ・ 磁器質タイル (・ 15 ・) ・ コンクリート (・ 15 ・ 25 ・ 30 ・) 		342 342 342 342												
形 状	仕様及び厚さ (mm)																		
※JIS型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合成ゴム貼付用 (・ 2 ・) ・ 合成ゴム埋込用 (・ 25 ・) ・ 合成ゴム裏面 CON (・ 30 ・) ・ 磁器質タイル (・ 15 ・) ・ コンクリート (・ 15 ・ 25 ・ 30 ・) 																		
		JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針-視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）																	

項目	特記事項	備考	頁																																																					
5 <u>ビニル幅木</u>	<p>・点字鋸 ()</p> <p>材種 ※軟質 ・硬質 厚さ (mm) ※1.5 ・ 高さ (mm) ※60 ・100 ・</p>		342																																																					
6 <u>合成樹脂塗り床</u>	<p>厚膜型塗床材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>工法及び仕上げ種類</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・弾性ウレタン樹脂系塗床材</td> <td>※平滑 ・防滑 ・つや消し</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・エポキシ樹脂系塗床材</td> <td>・薄膜流しのペ工法 (※平滑 ・防滑)</td> <td>・2</td> </tr> <tr> <td>・厚膜流しのペ工法 (※平滑 ・防滑)</td> <td>・3</td> </tr> <tr> <td>・樹脂モルタル工法 (※平滑 ・防滑)</td> <td>・4</td> </tr> </tbody> </table> <p>薄膜型塗床材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>工法及び仕上げ種類</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・エポキシ樹脂系塗床材</td> <td>※薄膜型塗床工法 ・ ※平滑 ・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種類	工法及び仕上げ種類	厚さ (mm)	・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑 ・防滑 ・つや消し	※2	・エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流しのペ工法 (※平滑 ・防滑)	・2	・厚膜流しのペ工法 (※平滑 ・防滑)	・3	・樹脂モルタル工法 (※平滑 ・防滑)	・4	種類	工法及び仕上げ種類	厚さ (mm)	・エポキシ樹脂系塗床材	※薄膜型塗床工法 ・ ※平滑 ・	・	<p>下地が鋼製の場合は製造所指定の錆止め塗料を塗り付ける。</p>	348																																		
種類	工法及び仕上げ種類	厚さ (mm)																																																						
・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑 ・防滑 ・つや消し	※2																																																						
・エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流しのペ工法 (※平滑 ・防滑)	・2																																																						
	・厚膜流しのペ工法 (※平滑 ・防滑)	・3																																																						
	・樹脂モルタル工法 (※平滑 ・防滑)	・4																																																						
種類	工法及び仕上げ種類	厚さ (mm)																																																						
・エポキシ樹脂系塗床材	※薄膜型塗床工法 ・ ※平滑 ・	・																																																						
7 <u>せっこうボード及びその他ボード張り</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木質系セメント板 (JIS A5404)</td> <td>・木毛セメント板</td> <td>・HW ・NW</td> <td>・25 ・50</td> </tr> <tr> <td>・木片セメント板</td> <td>・HF ・NF</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">せっこうボード製品 (JIS A6901)</td> <td>・せっこうボード</td> <td>GB-R</td> <td>・9.5 ・12.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・シージングせっこうボード</td> <td>GB-S</td> <td>・9.5 ・12.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・強化せっこうボード</td> <td>GB-F</td> <td>・12.5 ・15.0 ・</td> </tr> <tr> <td>・せっこうラスボード</td> <td>GB-L</td> <td>※9.5</td> </tr> <tr> <td>・化粧せっこうボード</td> <td>・トラパーチン</td> <td>GB-D</td> <td>・9.5 ・12.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・不燃積層せっこうボード</td> <td>GB-NC</td> <td>※9.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">繊維強化セメント板 (JIS A5430)</td> <td rowspan="2">ケイ酸カルシウム板 (タイプ2)</td> <td>・0.8FK</td> <td>・6 ・8 ・10 ・</td> </tr> <tr> <td>・1.0FK</td> <td>・6 ・8 ・10 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード (JIS A5908)</td> <td>・</td> <td>・RS ・VS ・DV ・DO ・DC</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>繊維板 (JIS A5905)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山性ガラス質複層板 (VS ボード) (JIS A5440)</td> <td></td> <td></td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	規格名称	種類	記号	厚さ (mm)	木質系セメント板 (JIS A5404)	・木毛セメント板	・HW ・NW	・25 ・50	・木片セメント板	・HF ・NF	・	せっこうボード製品 (JIS A6901)	・せっこうボード	GB-R	・9.5 ・12.5 ・	・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5 ・12.5 ・	・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 ・15.0 ・	・せっこうラスボード	GB-L	※9.5	・化粧せっこうボード	・トラパーチン	GB-D	・9.5 ・12.5 ・	・不燃積層せっこうボード	GB-NC	※9.5	繊維強化セメント板 (JIS A5430)	ケイ酸カルシウム板 (タイプ2)	・0.8FK	・6 ・8 ・10 ・	・1.0FK	・6 ・8 ・10 ・	・		・	・	パーティクルボード (JIS A5908)	・	・RS ・VS ・DV ・DO ・DC	・	繊維板 (JIS A5905)				火山性ガラス質複層板 (VS ボード) (JIS A5440)			・		359
規格名称	種類	記号	厚さ (mm)																																																					
木質系セメント板 (JIS A5404)	・木毛セメント板	・HW ・NW	・25 ・50																																																					
	・木片セメント板	・HF ・NF	・																																																					
せっこうボード製品 (JIS A6901)	・せっこうボード	GB-R	・9.5 ・12.5 ・																																																					
	・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5 ・12.5 ・																																																					
	・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 ・15.0 ・																																																					
	・せっこうラスボード	GB-L	※9.5																																																					
	・化粧せっこうボード	・トラパーチン	GB-D	・9.5 ・12.5 ・																																																				
	・不燃積層せっこうボード	GB-NC	※9.5																																																					
繊維強化セメント板 (JIS A5430)	ケイ酸カルシウム板 (タイプ2)	・0.8FK	・6 ・8 ・10 ・																																																					
		・1.0FK	・6 ・8 ・10 ・																																																					
・		・	・																																																					
パーティクルボード (JIS A5908)	・	・RS ・VS ・DV ・DO ・DC	・																																																					
繊維板 (JIS A5905)																																																								
火山性ガラス質複層板 (VS ボード) (JIS A5440)			・																																																					
	<p>石こうボード出隅の補強</p> <p>・行う (亜鉛引鉄板製) ・行わない</p> <p>石こうボードの目地処理</p> <p>・目透かし工法 ・突付け工法</p> <p>・継目処理工法</p> <p>遮音シール材 ・アクリル系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド</p> <p>※木質系セメント板・繊維板・パーティクルボードは、再生木質ボード (再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比割合が 1/2 以上である事) を使用する。</p> <p>天井のボードの重ね張りを行う場合</p> <p>※下地に直接留めつけ ・</p>		362																																																					
			360																																																					

項目	特記事項				備考	頁	
8 吸音板張り	規格名称		種類	記号	厚さ (mm)		
	吸音材料 (JISA6301)		・吸音用あなあきせっこうボード		GB-P	・9.5 ・12.5	
			・ロックウール化粧吸音板	・普通 ・立体模様	DR	・9 ・12 ・15	
9 吸音材	材種		記号	厚さ (mm)		359	
	ロックウール吸音材	・ロックウール吸音ベルト1号		RW-BL	・25 ・30		
	グラスウール吸音材	・グラスウール吸音ボード2号 (・32K ・)		GW-B	・25 ・50		
10 合板類張り	材種	樹種など		厚さ (mm)	工法	難燃処理	359
	・普通合板	・ラワン ・しな	・1類 ・2類	・4 ・5.5 ・6 ・	・A種 ※B種	・	
	・捨張り用合板	・南洋材 ※針葉樹	・型枠用 ※構造用	・9 ・12	・A種 ※B種	・	
	・天然木化粧合板	化粧単板のそば包み ・行う ※行わない 化粧単板の厚さ ※0.3未満 ・		※4.2 ・	・A種 ※B種	・	
	・特殊加工化粧合板	表面仕上げの種類 ・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塗装		※4.0 ・	・A種 ※B種	・	
合板の日本農林規格							
造作材化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し							
諸金物 形状 ・ 寸法 ・ 材質 ・							
11 特殊木毛セメント板	種類	・					
	厚さ (mm)	・25 ・30 ・					
12 メラニン樹脂化粧板	表面仕上げ厚さ (mm) ※1.2 ・						
13 フローリング張り	種類	釘留め工法		接着工法	備考		
		根太張り工法	直張り工法				
	・複合フローリング	樹種 ・ 種別 ・A種 ・B種 ・C種	樹種 ・ 種別 ・A種 ・B種 ・C種	樹種 ・ 種別 ・A種 ・B種 ・C種	必ず接着剤を併用すること		
	・フローリングボード	樹種 ・ ・	樹種 ・ ・	樹種 ・ ・			
・フローリングブロック			樹種 ・ ・				

項目	特記事項	備考	頁															
	仕上げ ※JAS 1073による工場塗装		354															
14 壁紙張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質</th> <th>検 定 区 分</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ オレフィン系</td> <td>・ 2 級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 織物</td> <td>・ 1 級 ・ 3 級 ・ 4 級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質	検 定 区 分	施工箇所	・ オレフィン系	・ 2 級		・ 織物	・ 1 級 ・ 3 級 ・ 4 級		・			壁紙は、ISM（生活環境の安全に配慮したインテリア材料に関するガイドライン）又はSV規格品とする。	364			
品質	検 定 区 分	施工箇所																
・ オレフィン系	・ 2 級																	
・ 織物	・ 1 級 ・ 3 級 ・ 4 級																	
・																		
	防火性能 ・不燃 ・準不燃 ・難燃 素地ごしらえ コンクリート面 ※B種 せっこうボード及びその他ボード面 ※B種 接着剤 ※JIS A 6922による2種1号又は2種2号		364															
15 畳敷き	種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N） ・E種（神戸市型） 防虫処理 ※防虫加工紙 ・高周波処理（日本高周波畳協会会員による）	畳表の JAS シールを監督員に提出し確認を受ける事。 E種は補足標準仕様書による。 JIS A 5902（畳） JIS A 5901（稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床） JIS A 5914（建材畳床）	358 補															
16 カーペット敷き	・織じゅうたん 種別 ・A種 ・B種 ・C種 パイル形状 ・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用 色 柄 ※無地 ・柄物	JIS L 4404（織じゅうたん）	345															
	・タフテッドカーペット（JIS L 4405） <table border="1"> <thead> <tr> <th>パイル形状</th> <th>パイル長 (mm)</th> <th>工 法</th> <th>帯電性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ カットパイル</td> <td>※5~7</td> <td rowspan="3">※全面接着工法 ・ グリッパー工法</td> <td rowspan="3">人体帯電圧 ※3kV 以下</td> </tr> <tr> <td>・ ループパイル</td> <td>※4~5</td> </tr> <tr> <td>・ カット、ループ 併用</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	パイル形状	パイル長 (mm)	工 法	帯電性	・ カットパイル	※5~7	※全面接着工法 ・ グリッパー工法	人体帯電圧 ※3kV 以下	・ ループパイル	※4~5	・ カット、ループ 併用	・		346			
パイル形状	パイル長 (mm)	工 法	帯電性															
・ カットパイル	※5~7	※全面接着工法 ・ グリッパー工法	人体帯電圧 ※3kV 以下															
・ ループパイル	※4~5																	
・ カット、ループ 併用	・																	
	・タイルカーペット（JIS L 4406） <table border="1"> <thead> <tr> <th>パイル形状</th> <th>種 別</th> <th>工 法</th> <th>総厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カットパイル</td> <td>※A種 ・B種</td> <td rowspan="2">タイルカーペット 全面接着工法</td> <td rowspan="2">※6.5 mm</td> </tr> <tr> <td>・ループパイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	パイル形状	種 別	工 法	総厚さ	・カットパイル	※A種 ・B種	タイルカーペット 全面接着工法	※6.5 mm	・ループパイル			346					
パイル形状	種 別	工 法	総厚さ															
・カットパイル	※A種 ・B種	タイルカーペット 全面接着工法	※6.5 mm															
・ループパイル																		
	敷き方 平場 ※市松敷き 階段部分 ※模様流し 下敷き材 ・反毛フェルト第2種2号（厚8mm）	下地がコンクリートの場合は、十分な乾燥を確認すること。	348 346															
17 打込み断熱材	発泡プラスチック断熱材 JIS A 9521（建築用断熱材） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>種 別</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ビーズ法ポリスチレンフォーム</td> <td>・</td> <td>・ 25</td> </tr> <tr> <td>・ 押出法ポリスチレンフォーム</td> <td>・</td> <td>・ 25</td> </tr> <tr> <td>・ 硬質ウレタンフォーム</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ フェノールフォーム</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	種 別	厚さ (mm)	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム	・	・ 25	・ 押出法ポリスチレンフォーム	・	・ 25	・ 硬質ウレタンフォーム	・	・	・ フェノールフォーム	・	・		365
種 類	種 別	厚さ (mm)																
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム	・	・ 25																
・ 押出法ポリスチレンフォーム	・	・ 25																
・ 硬質ウレタンフォーム	・	・																
・ フェノールフォーム	・	・																

項目	特記事項	備考	頁																						
18 現場吹付発泡断熱材	材料 ※吹付け硬質ウレタンフォーム 種類 JISA 9526 (建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム) 種類 ・ A 種 1 (難燃材料適合品) ・ A 種 1H 吹付け厚さ (mm) ・	吹付厚さはスラブ・壁は 5 m ² につき 1 か所以上、柱・梁は 1 面につき 1 か所以上確認ピンにより確認すること。確認ピンは存置する。施工は、断熱材製造所の仕様による。	366																						
	19 後付け断熱・防露材			材料 ・ 厚さ (mm) ・ 施工箇所 ・天井 ・壁 ・床 ・																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">部位</th> <th style="background-color: #cccccc;">材 料</th> <th style="background-color: #cccccc;">工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天井</td> <td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板</td> <td>コンクリート素地天井面に直張り</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">壁</td> <td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板</td> <td>コンクリート及びモルタル壁面に直張り</td> </tr> <tr> <td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード</td> <td>あと張り工法</td> </tr> <tr> <td>・ロックウールフェルト及び保温板</td> <td rowspan="3">壁面の胴縁内に断熱材を張る。</td> </tr> <tr> <td>・グラスウール保温板</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">床</td> <td>・ロックウールマット</td> <td rowspan="3">床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。</td> </tr> <tr> <td>・住宅用グラスウール断熱材</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>		部位	材 料	工 法	天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り	・		壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。	・グラスウール保温板	・	床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。	・住宅用グラスウール断熱材	・
部位	材 料	工 法																							
天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り																							
	・																								
壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り																							
	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法																							
	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。																							
	・グラスウール保温板																								
	・																								
床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。																							
	・住宅用グラスウール断熱材																								
	・																								

20 章 ユニット及びその他工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁												
	20 章 ユニット及びその他工事														
1 一般事項	<p>※造付家具やユニット製品等で「告示対象建材」（一般共通事項 22 室内空気汚染対策による。）を使用する場合は、F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。</p> <p>※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>※木材を原材料とした造付家具等において、神戸市産木材の調達が可能場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>														
2 階段滑り止め	<p>材質 ※ステンレス製タイヤ入り幅 35 mm</p> <p>形状、寸法 ※図示</p> <p>工法 ※接着工法 ・埋込み工法</p>		370												
3 階段手すり	<p>笠木 ・ビニール製 ・造作用集成材</p> <p>受け材 ・スチール ・ステンレス</p>														
4 フリーアクセスフロア	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施工箇所</th> <th style="width: 20%;">材 質</th> <th style="width: 15%;">寸 法</th> <th style="width: 15%;">耐荷重性能</th> <th style="width: 35%;">適用地震時水平力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・アルミダイカスト ・スチール</td> <td>・450 角 ・500 角</td> <td>・3000N ・5000N</td> <td>・0.6G ・1.0G</td> </tr> </tbody> </table> <p>表面仕上げ材 ・帯電防止ビニル床タイル ・タイルカーペット ・帯電防止性能 () ・漏えい抵抗 ()</p>	施工箇所	材 質	寸 法	耐荷重性能	適用地震時水平力		・アルミダイカスト ・スチール	・450 角 ・500 角	・3000N ・5000N	・0.6G ・1.0G		367		
施工箇所	材 質	寸 法	耐荷重性能	適用地震時水平力											
	・アルミダイカスト ・スチール	・450 角 ・500 角	・3000N ・5000N	・0.6G ・1.0G											
5 可動間仕切 (JISA6512)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">構造形式による種類</td> <td style="width: 25%;">・SI・SE・PP・SP</td> <td style="width: 50%;">・密閉形 ・開放形 ・自立形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構成材の種類</td> <td colspan="2">・一般パネル ・出入口付パネル ・出入口以外の開口部パネル</td> </tr> <tr> <td>・AL・ST・E</td> <td>・w ・st</td> </tr> <tr> <td>遮音性 (dB)</td> <td colspan="2">・15 ・30 ・36</td> </tr> </tbody> </table> <p>パネル表面仕上げ () 形状・寸法 ※図示</p>	構造形式による種類	・SI・SE・PP・SP	・密閉形 ・開放形 ・自立形	構成材の種類	・一般パネル ・出入口付パネル ・出入口以外の開口部パネル		・AL・ST・E	・w ・st	遮音性 (dB)	・15 ・30 ・36			368	
構造形式による種類	・SI・SE・PP・SP	・密閉形 ・開放形 ・自立形													
構成材の種類	・一般パネル ・出入口付パネル ・出入口以外の開口部パネル														
	・AL・ST・E	・w ・st													
遮音性 (dB)	・15 ・30 ・36														
6 移動間仕切	<p>パネルの操作方法による種類 (・手動式 ・電動式 ・部分電動式)</p> <p>パネル表面材の材質、仕上げ ()</p> <p>パネル圧接装置の操作方法 ()</p> <p>遮音性 ・36dB 未満 ・36dB 以上</p> <p>ハンガーレール取付け下地の補強 ※取付け全重量の 5 倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。</p>		369												
7 トイレブース	<p>材質 ・メラミン樹脂化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板</p> <p>脚部の種類 ※幅木型 ・足金物型</p>		370												
8 手すり及びタラップ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 20%;">材 種</th> <th style="width: 50%;">表面処理の種類別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>手すり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>タラップ</td> <td>・鋼</td> <td>亜鉛めっきの場合 ※14.2.2 の C 種</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	材 種	表面処理の種類別	・	手すり			・	タラップ	・鋼	亜鉛めっきの場合 ※14.2.2 の C 種		370 371
	種 類	材 種	表面処理の種類別												
・	手すり														
・	タラップ	・鋼	亜鉛めっきの場合 ※14.2.2 の C 種												

項目	特記事項				備考	頁
		・ステンレス鋼	※No.2B	・		
9 カーテン・ブラインドボックス	材種 ・木製 ・スチール製 ・アルミ製 ボックスの種類 ・カーテン ・ブラインド ・スクリーン					
10 <u>ブラインド</u>	形式	・横型ブラインド	・縦型ブラインド			372
	スラットの材種	・アルミニウム合金	・アルミスラット ・クロススラット			
	開閉方式、操作方式	※ギヤ式 ・コード式	※2本操作コード方式 ・			
	スラット成形幅 (mm)	・25 ・35 ・50 ・	・100 ・80			
11 <u>ロールスクリーン</u>	操作方式 ・スプリング式 ・チェーン式 ・電動式 材種、品質等 ・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製 取付け巾、高さ ※図示					372
12 <u>カーテン</u>	生地 の 品質	ひだの種類	形式	引分 装置	施工 箇所	373
	・	・つまみひだ ・片ひだ ・	・片引 ・引分	・有 ・無		
	・	・つまみひだ ・片ひだ ・	・片引 ・引分	・有 ・無		
	暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上 ・					
13 <u>カーテンレール</u> (JIS A4802)	レール ・シングル ・ダブル					373
	レール、ブラケット 強さ区分	レール材料区分	レール仕上	形状		
	※10-90 ・10-60	※AS ・AP ・SUS ・S	※アルマイト ・	※角形 ・		
14 <u>黒板及びホワイトボード</u>		区分	種類	枠	ホワイトボードは、 <u>全国黒板工業連盟</u> による <u>ほうろう白板連盟基準</u> に適合した製品とする。	371
	・黒板	※焼付け	・鋼製黒板 ・ほうろう黒板	※アルミニウム製		
	・ホワイトボード		・	・		
15 <u>鏡</u>	厚さ (mm) ・5 ・					371
16 <u>建物銘板</u>	種類	寸法	材質	仕上げ		
	・館名板					
	・融資館名板					
	文字数 () 字程度 字体 () 体					
17 <u>表示標識</u>	種類	形状・寸法	材質			371
	・衝突防止表示	※図示 ・	・ステンレス ・			
	・非常用進入口	※図示 ・	・ ・			
18 <u>室名札、ピクトグラフ、階数表示板</u>	種類	材質	形状	印刷等の種別	色彩・書体	371
	・室名札	・アクリル板 ・	・既製品 (≒80×250) ・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート ・		
	・ピクトグラフ	・アクリル板	・既製品	・シルクスクリーン		

項目	特記事項				備考	頁
		・	(≒200×200) ・図示	・		
	・階数表示板	・アクリル板	・既製品 (≒250×250) ・図示	・シルクスクリーン ・カットイングシート		
	※見本品提出の上、監督員の承諾を受ける					
19 案内板	枠材 形状	・ステンレス製 ※図示	・			371
20 掲示板	枠材 仕上材	※アルミ (厚 1 mm) ※特殊発泡加工ビニル貼 (周囲押縁)	・木		下地ラワン厚5.5 mm、裏棧30mm角杉1等材、450mm間隔取付	
		※色合い、品質は監督員承諾				
21 コーナービード	材種 高さ	※ステンレス	・アルミニウム合金	・真鍮		
		・1.8m 程度	・天井まで			
22 天井見切り縁		※アルミニウム製	・塩化ビニール製	・		
23 床見切り押さえ金物	材質 形状	・ステンレス製	・			
		・への字型 (幅 mm)				
		・ハット型 (mm)	・			
24 ジョイナー	種別	・塩化ビニール製	・			
25 アコーディオンドア	表面材 形式 折りたたみ幅 () mm	※ビニルレザー張り	・			
		・両開	・片開			
26 スライディングドア	パネル厚さ 表面仕上げ 接点の接床処置	・図示	・			
		・図示	・			
		・有	・無			
27 点検口		・天井 ※アルミニウム既製品 (内外枠共)	・			
		・				
		寸法 (mm) ・450×450	・600×600			
		・床 ※ステンレス既製品 (目地材質共)	・			
		・				
		寸法 (mm) ・450×450	・600×600			
		・屋上 ※厚 1. 2 mm亜鉛メッキ鋼板製 (図示)	・		天井にあおり止め、ストッパー、南京錠取付	
		・				
28 換気扇取付け枠		・木製 (※米桧	・)		
		・アルミプレート (厚さ ※3.0 mm	・)		
29 換気口		・換気パイプ※硬質塩化ビニール管 50φ (内側ステンレス製防虫網外側井桁付エルボー型)	・		取付けは外側へ下り勾配、外壁との取合には弾性シーリング材を充填する。	
		・				
		・床下換気金物			取付けは外側へ下り勾配内外周囲はモルタルで据付	
		※鋳鉄 (コールドール焼付厚 9 mm) ・プラスチック			外壁設置時は外部	
		※ステンレス金網裏打ち	・裏打ちなし		水切付き固定ガラリ	
		・レジスター、固定ガラリ				
		※既製品 (外部水切り付固定ガラリ 内部ステンレス製防虫網 [外壁取付時])				

項目	特記事項	備考	頁
30 マンホールカバー	種別 ・一般型 ・防水型 ・防臭型 ・防水防臭型（・化粧型 ・一般用） 鍵 ※有 ・無	全面コータール 焼付塗装鉄製	
31 くつふきマット	・材種：塩化ビニール又はゴム／受枠ステンレス鋼 ・材種及び受け枠：硬質アルミニウム合金 ・材種及び受け枠：ステンレス板 水抜パイプ ※有 ・無		
32 浴槽	・浴槽（・ホーロー ・FRP ・ステンレス ・ ） ・ふた（※ビニール製折りたたみ式 ・ ）	浴槽の B 種は <u>JIS</u> 規格品とする。	
33 すのこ	材種 ・ひのき（ひば、米ひ、台ひ） ・合成樹脂（市場品）	すのこ板の根太よ りのはねだしは 30mm程度ステン レス木ねじ止め金 物は、監督員承諾 による。	
34 造付家具	適用家具 ・戸棚 ・下足箱 ・本棚 ・ 塗装 ※合成樹脂調合ペイント塗り ・ 防虫処理 ※行う ・行わない 錠 ※差込み錠 ・ 戸車 ※ナイロン ・ レール ※黄銅又はステンレス ・ 製作用材は次による ランバーコア合板 ※表面ラワン単板厚 3mm 心材は米杉・米母等の乾燥材 フラッシュ合板 ※表面ラワン単板厚 4mm かまち、中棧類は米杉、米母等 ホルムアルデヒド放散量 合板類（JAS） ※F☆☆☆☆ ・ MDF 及びパーティクルボード（JIS） ※F☆☆☆☆ ・ ※接着剤は、水性形のものとする。 ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを 含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアル デヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極 めて少ないものとする。	林野庁指導「南方 産広葉樹材等の防 虫処理実施要領」 による。 骨組間隔は、タテ ヨコ共 300mm以下 とする。	
35 流し台及びコン ロ台	※市場品（天板、シンクはステンレス鋼板 SUS304） ・BL 部品（公共住宅型）		
36 屋上丸環	材種 ・ステンレス鋼 ・		
37 避難ハッチ等	※ステンレス（アラームはネジ巻き式）		
38 <u>プレキャスト コンクリート</u>	施工箇所（ ）		375
39 <u>間知石及びコン クリート間知ブ ロック積み</u>	間知石の材種 ※竜岩石 ・御影石 コンクリート間知ブロック面の形状 ・長方形 ・正方形 ・H 型 ・六角形 JIS による質量区分 ※ブロック A ・ブロック B 練積みの工法 ※谷積み ・布積み 目塗り ・行う ・行わない 伸縮目地材の材種及び厚さ ※図示 ・	水抜きは、径 75 mm以上の硬質ポリ 塩化ビニル管とす る。 積石のあいかけ は、6~9mm以上 とする。	376

項目	特記事項	備考	頁
40 他の石積み	<ul style="list-style-type: none"> ・割石積み (材種) ・雑割石積み (材種) ・野面石積み (材種) ・玉石積み (材種) 		
41 敷地境界石標	種 別 <ul style="list-style-type: none"> ・花こう岩 ・コンクリートブロック製 ・その他 () 		
42 門 扉	材 種 ※鋼製 ・アルミ製 ・鋳物 開閉方法 ※手動 ・電動 開閉安定器 ・有 ・無	鋼材接合は、電気溶接を原則とする。 SOP 塗 (標準仕様書 第 18 章) とする。	
43 フェンス	形式 ・格子フェンス ・ネットフェンス (・溶接金網 ・菱形金網) ※色合い、金網等は見本品にて監督員の承諾を受ける。	角度や勾配の変わる位置には、支柱を設置する。	

21 章 排水工事

項 目	特 記 事 項	備 考	頁																				
	<p>21 章 排水工事</p>																						
1 <u>屋外雨水排水管</u> <u>その他の材種</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠心力鉄筋コンクリート管 ・鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管（・VP ・VU） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 硬質ポリ塩化ビニル管継手 （・DV ・VU 継手） ・有孔排水管（ ） ・透水管（ ） 		378																				
2 <u>排水ます及びふた</u>	<p>ますの種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">形 状</th> <th style="text-align: center;">寸 法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・現場打ち</td> <td>・角型</td> <td>※図示</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・既製品</td> <td rowspan="2">・角型</td> <td>・450×450</td> </tr> <tr> <td>・600×600</td> </tr> </tbody> </table> <p>ふたの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋳鉄製グレーチング ・鋼製グレーチング ・ステンレス製グレーチング ・コンクリート製ふた ・鋳鉄製ふた <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・マンホール蓋</td> <td>・水封形</td> </tr> <tr> <td>・床化粧マンホール蓋</td> <td>・簡易密閉形</td> </tr> <tr> <td>・格子蓋</td> <td>・密閉形</td> </tr> <tr> <td>・インターロッキング用化粧マンホール蓋</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用荷重 ・歩道 ・T-2 ・T-6 ・T-14 ・T-20 ・T-25 メインバーピッチ等 ・細目、ノンスリップ</p>	種 別	形 状	寸 法 (mm)	・現場打ち	・角型	※図示	・既製品	・角型	・450×450	・600×600	名 称	種 類	・マンホール蓋	・水封形	・床化粧マンホール蓋	・簡易密閉形	・格子蓋	・密閉形	・インターロッキング用化粧マンホール蓋	・		379
種 別	形 状	寸 法 (mm)																					
・現場打ち	・角型	※図示																					
・既製品	・角型	・450×450																					
		・600×600																					
名 称	種 類																						
・マンホール蓋	・水封形																						
・床化粧マンホール蓋	・簡易密閉形																						
・格子蓋	・密閉形																						
・インターロッキング用化粧マンホール蓋	・																						
3 <u>グレーチング</u>	<p>材質 ・鋳鉄製グレーチング ・鋼製グレーチング</p> <p>適用荷重 ・歩道 ・T-2 ・T-6 ・T-14 ・T-20 ・T-25 メインバーピッチ等 ・細目、ノンスリップ</p>		379																				
4 <u>その他材料</u>	<p>地業の材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂地業 ・砂利地業 																						
5 <u>縁石及び側溝</u>	<p>地業の材料</p> <p>※再生クラッシュラン ・切込み砂利 ・切込み砕石</p> <p>縁石の種類</p> <p>※コンクリート境界ブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場打ち縁石 (Fc= (・15 ・18) N/mm²) ・PC 製縁石 (JIS 規格品) ・玉石縁石 ・空洞ブロック縁石 (JIS A 5406 (空洞コンクリートブロック) の規格品) ・れんが縁石 (JIS R 1250 (普通れんが) 2種の規格品) <p>境界ブロック縁石の JIS による呼び名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A ・B ・C <p>側溝の種類及び形状 (JIS による呼び名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場打ち側溝 (Fc= (・15 ・18) N/mm²) 形状 ・鉄筋コンクリート L 形側溝 呼び名 ・250A ・250B ・コンクリート L 形側溝 	<p>現場打ち縁石では、天端出隅は面取りする。</p> <p>水流れ勾配は1/150以上とする。 内部、縁は防水モルタル塗りこて押さえとする。 コンクリート打放しの場合は天端出</p>	382																				

項目	特記事項	備考	頁
	<p>呼び名 ・250A ・250B ・ ・鉄筋コンクリート U 形側溝 呼び名 ・150 ・180 ・240 ・ ・PC 製側溝 (JIS 規格品) ・L 型 ・U 形 ・ 溝ぶたの種類 ・鋳鉄製グレーチング ・鋼製グレーチング ・縞鋼板製 ・鉄筋コンクリート製 ・PC 製溝ぶた (JIS 規格品) 適用荷重 ・歩道 ・T-2 ・T-6 ・T-14 ・T-20 ・T-25 メインバーピッチ等 ・細目、ノンスリップ ・</p>	<p>隅を面取りする。</p>	

項目	特記事項	備考	頁				
<p>9 <u>ブロック系舗装</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート平板舗装 呼び名 ※N300 ・ 目地材 ※砂 ・モルタル ・インターロッキングブロック舗装 種類 ・普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック 製品 ※標準品 ・ 厚さ (mm) 車道部 ※80 ・ 歩道部 ※60 ・ ・舗石及びレンガ舗装 表層 ・舗石 () ・レンガ () ・コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ※砂 ・空練りモルタル 	<p>高いものとする。 形状及び寸法は図示による。</p> <p>形状及び寸法は図示による。</p> <p>強度及び透水係数は、<u>インターロッキングブロック舗装設計施工要領</u> ((社)インターロッキングブロック舗装技術協会) による。</p> <p>形状及び表面加工等は図示による。</p> <p>形状及び寸法は図示による。</p>	<p>399</p> <p>399</p> <p>400</p>				
<p>10 視覚障害者用点字ブロック</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">形 状</th> <th>仕様及び厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※JIS 型</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム貼付用 (・ 2 ・) ・合成ゴム裏面 CON (・ 30 ・) ・コンクリート (・ 30 ・ 60 ・) </td> </tr> </tbody> </table>	形 状	仕様及び厚さ (mm)	※JIS 型	<ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム貼付用 (・ 2 ・) ・合成ゴム裏面 CON (・ 30 ・) ・コンクリート (・ 30 ・ 60 ・) 	<p><u>JIS T 9251</u></p>	
形 状	仕様及び厚さ (mm)						
※JIS 型	<ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム貼付用 (・ 2 ・) ・合成ゴム裏面 CON (・ 30 ・) ・コンクリート (・ 30 ・ 60 ・) 						
<p>11 <u>砂利敷き</u></p>	<p>種別 通 路 ※A 種 ・ B 種 建物周囲その他 ・ A 種 ※B 種</p>		<p>402</p>				
<p>12 <u>まさ土敷き</u></p>	<p>補足標準仕様書 22.10.1.2 による</p> <p>種別 通 路 ※A 種 ・ B 種 建物周囲その他 ・ A 種 ※B 種</p>		<p>補</p>				
<p>13 <u>車両乗入施設</u></p>	<p>※図示 (市道、県道、国道の歩道への設置)</p> <p>・</p> <p>※施工は、それぞれの道路管理者の定めにより申請手続き等は請負人にて行う。</p>	<p>神戸市道の場合、「神戸市開発指導要綱」等による。 <u>「乗入れ施設設置基準」</u></p>					
<p>14 <u>区画線</u></p>	<p>補足標準仕様書 22.11.1 による</p> <p>種類 ※3 種 1 号 ・ 色 ※白 ・ 塗布幅 ・ 塗布厚さ ※1.0 mm ・</p>		<p>補</p>				

23 章 植栽及び屋上緑化工事

項目	特記事項	備考	頁										
<p>23 章 植栽及び屋上緑化工事</p>													
<p>1 <u>新植樹木の枯補償</u></p>	<p>※引渡しの日から 1 年 ・</p>	<p>期間内に樹木が枯死、枝損傷、形姿不良等となった場合は、同等以上のものを再植樹するとともに、取り除いた樹木の処分を行う。</p>	407										
<p>2 <u>移植樹木の枯損処置</u></p>	<p>※引渡しの日から 1 年 ・</p>	<p>期間内に樹木が枯死した場合は、直ちに伐採及び抜根を行い、良質土で埋め戻し、整地する。</p>	407										
<p>3 <u>土壌の試験</u></p>	<p>酸度の試験 ・行う ・行わない 塩分量の試験 ・行う ・行わない</p>	<p>発生土の処理は、 (3 章土工事の 6 建設発生土) による。</p>											
<p>4 <u>植栽基盤</u></p>	<p>・整備する ・整備しない ・整備する (緑化計画届対象工事) 有効土層として整備する面積 ※図示 ・ (㎡) 工法 樹木 ※A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種 芝及び地被類 ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種</p>	<p>芝及び地被類の植栽においては必ず植栽基盤を整備する。 緑化計画届：神戸市建築物等における県境配慮の推進に関する条例 「神戸らしい緑化ガイドライン」</p>	403										
<p>5 <u>植込み用土</u></p>	<p>※客土 ・開発時に保全した表土 ・現場発生の良質土 ・まさ土 (緑化計画届対象工事) 客土厚：下表による「神戸らしい緑化ガイドライン」(P78)</p> <table border="1" data-bbox="411 1361 962 1529"> <tr> <td>高木 (C=30 cm 以下)</td> <td>60 cm</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>50 cm</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>40 cm</td> </tr> <tr> <td>地被 (草本)</td> <td>20 cm</td> </tr> <tr> <td>ツル植物 (計画高さ 6m 以下)</td> <td>40 cm</td> </tr> </table>	高木 (C=30 cm 以下)	60 cm	中木	50 cm	低木	40 cm	地被 (草本)	20 cm	ツル植物 (計画高さ 6m 以下)	40 cm	<p>「神戸らしい緑化ガイドライン」</p>	404
高木 (C=30 cm 以下)	60 cm												
中木	50 cm												
低木	40 cm												
地被 (草本)	20 cm												
ツル植物 (計画高さ 6m 以下)	40 cm												
<p>6 <u>土壌改良材</u></p>	<p>土壌改良資材の種別 ※パーク堆肥と発泡材を容積比率 1 対 2 の割合で混合したもの 発泡材：・真珠岩系パーライト (客土の透水性が良い場合) ・黒曜石系パーライト (客土の透水性及び通気性が悪い場合) ・下水汚泥コンポスト ・緑化計画届対象工事のため別途図示による ・ 標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量 ※「神戸らしい緑化ガイドライン」(P78) の表による ・パーク堆肥の場合は 50 リットル、発酵下水汚泥コンポストの場合は 10 リットル ※地被やツル植物：客土量の 20% を目安に土壌改良改良資材を使用</p>	<p>有害なものが混入していないこと。 緑化計画作成の手引き P27 参</p>											
<p>7 <u>支柱材その他</u></p>	<p>※丸太 (※間伐材 ・杉の焼丸太 ・) ・竹 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら又はこも 支柱：「神戸らしい緑化ガイドライン」(P78) の表による</p>	<p>「神戸らしい緑化ガイドライン」 支柱形式は、図示による。 間伐材は有害な腐</p>	406										

項目	特記事項	備考	頁
<p>8 <u>芝張り、吹付けは種その他</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハッ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設型 <p>植栽工事の施工写真 「神戸らしい緑化ガイドライン」(P79)「施工写真記録要領」参照</p> <p>芝の種類 ※こらい芝 ・野芝</p> <p>吹付けは種 種類 ※洋芝類 ・ 種子量 (g/m²) ・</p> <p>※畑土、黒土等植物の成育に適した土とし、他の土の場合は改良して用いる</p>	<p>れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p>	<p>407</p>
<p>9 既存樹木等の処置</p>	<p>※図示 ・</p>		
<p>10 <u>屋上緑化</u></p>	<p>植栽基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ () mm 保水、排水層 ・軽量骨材 層の厚さ () mm ・板状成形品 ・屋上緑化軽量システム ※システム製作所の仕様 ・ <p>樹種、数量等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木 (樹種) 数量 ※図示 ・() 本又は株 寸法 ※図示 ・() m ・芝 (種類) 数量 ※図示 ・() m² ・ <p>見切り材 ・ 舗装材 ・ 水抜き管 ・ マルチング材 ・</p> <p>工法</p> <ul style="list-style-type: none"> 風圧力に対応した工法 ・ 支柱 ・設置する (形式:) <p>かん水装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する (種類) <p>新植樹木、芝及び地被類の枯保障 ※引渡しの日から1年 ・</p>	<p>システム製作所の仕様は、必要資料を監督員に提出し、承諾を得ること。</p>	<p>409 409</p>

24 章 とりこわし等工事

項目	特記事項	備考	頁
24 章 とりこわし等工事			
1 適用範囲	※建物の全て又は改修工事等のための一部をとりこわし等する場合の工事に適用する 地盤面下の撤去部分等の施工範囲 ※図示		
② 工事の届出	※建築物の解体部分の床面積の合計が、1,000 ㎡以上の場合、又は、建築物の解体部分に非飛散性石綿が存在し、解体部分の床面積が 80 ㎡以上の場合（非飛散性石綿がその一部にしかない場合も含む）、工事開始日（内装等撤去開始日）の 8 日前に「環境の保全と創造に関する条例」（兵庫県条例）に基づき神戸市長に届出を行う。	特定工作物解体等 工事実施届出	
3 施工計画書	※仮設計画、とりこわし工法、とりこわし順序、養生方法、とりこわし材の処分方法及び処分先、作業予定等をまとめて、監督員に提出し承諾を受ける	工事着手前に、在来地盤面高を側溝、擁壁の天端等の堅固な場所に明記。	
4 写真撮影	※とりこわし建物周辺の状況		
5 とりこわし工法	※騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し散水やシート張り等の養生を十分に行う		
6 建設副産物の処分	※全て場外搬出処分 ※処分先は、特記仕様書総則 23「建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等」による。 ・再生材としての利用 ()		
7 PCB 使用機器の理	PCB 使用機器の確認 ※昭和 47 年以前に製造された電気機器は、PCB を使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。 ※PCB 使用機器があった場合の処理方法は、監督員の指示による。		
8 危険物その他の処分	貯油そう、危険物貯蔵庫等の処分 ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する		
9 便所その他の処置	貯じんそう、便そう、浄化そう等のとりこわし ※汚物等を処分し、跡を消毒する	作業中及びとりこわし後に周囲を汚染することのないようにする。	
10 残存建物の処置	・図示		
11 建築設備の処置	・電力引込部分の切断 () ・電話線の処置 () ・ガス引込部分の処置 () ・給水管の止水 () ・下水管の処置 ()	諸手続きを遅滞なく行い、漏電、ガス漏れ等のないよう安全に万全を施す。	
12 残存建物に対す	・行う ・行わない	切替えは設備の供	

項目	特記事項	備考	頁
建築設備の切替	切替方法 ・	給に支障のないよう関係者と打合せを十分に行う。	
13 分水栓コマ下げ	・行う ・行わない	手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。	
14 敷地整地	転圧工法 ※在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・良質土を厚さ 5 c m 程度敷均し、転圧 ・とりこわし後の地盤面で整地 ・		
15 水銀使用製品産業廃棄物	・蛍光灯 ・ ※産業廃棄物処理法施行令を遵守し、適正に撤去・運搬・処分すること。		